

○3

試論：台灣における
「議会政治の夢」の来歴
その文脈の理論的想定と歴史的解釈の試み

若林正丈

はじめに——「議会政治の夢」の来歴は語り得るか? [3](#)

1. 「議会政治の夢」の不在、誕生、挫折、再生、成就、脅威 [3](#)
 2. 「議会政治の夢」の来歴は語り得るか?——地域研究者が提起する一視角 [6](#)
-

第1節 政治的〈力〉の類型と「議会政治の夢」の展開 [8](#)

1. 「政治的〈力〉」の二側面——専断的〈力〉と基盤構造的〈力〉 [8](#)
 2. 基盤構造的〈力〉の社会作用——社会統合作用と社会紛争誘発作用 [9](#)
 3. 政治的〈力〉の編成類型と3本の「補助線」 [10](#)
 - (1) 政治的〈力〉の編成類型、諸「国家／帝国」、「議会政治の夢」 [10](#)
 - (2) 政治的〈力〉の編成類型と3本の「補助線」 [12](#)
 - (a) 不在から誕生へ——基盤構造的〈力〉と可視化政策・秩序再編 [12](#)
 - (b) 誕生から複雑な挫折へ——「国民帝国」と「地域的立憲独裁」 [13](#)
 - (c) 複雑な再生から成就へ——「代わり変わる帝国」の「帝国の網」 [13](#)
-

第2節 統治構造の転換と「議会政治の夢」の主体 [14](#)

1. 可視化政策と秩序再編 [14](#)
 2. 可視化政策・秩序再編、統治構造の転換、「議会政治の夢」の主体 [15](#)
 - (1) 可視化政策の執行と国家の土地・住民掌握 [15](#)
 - (2) 地域統治構造の転換——「郷治」から「地方行政」へ [16](#)
 - (3) 地域エリートの政治的地位の転換
——植民地統治協力者と「意見を組織する人々」の出現 [19](#)
-

第3節 台湾総督府の地域的立憲独裁と「議会政治の夢」の命運 [21](#)

1. 「国民帝国」論の視角——重層的構造、「競存体制」、植民地統治政策 [21](#)
 - (1) 国民帝国の重層的構造、「競存体制」、植民地統治政策 [21](#)
 - (2) 台湾総督府の「地域的立憲独裁」 [24](#)
2. 地域的立憲独裁の参政権付与の「吝嗇」と「議会政治の夢」の複雑な挫折 [25](#)
 - (1) 台湾総督府土地調査事業と課税協議権無き納税者の創出
——特別統治主義下の「不完全ナル自治」構想 [25](#)

- (2) 漸進的内地延長主義の参政権プログラム [29](#)
- (3) 1920年代政治運動の「民主自治の台湾ビジョン」 [31](#)
- (4) 複雑な挫折——参政権付与の吝嗇 [33](#)
- 3.最後の帝国再編の中の参政権——内地延長主義の「飛躍」による脱植民地化の挫折 [35](#)
-

結びに代えて——浮上する研究課題 [37](#)

- 1.政治的断絶の文脈化 [37](#)
- 2.浮上する研究課題 [40](#)

ワーキングペーパーシリーズは議論喚起を目的に早稲田大学台湾研究所が取り組んでいる課題の研究成果(その中間報告も含む)を公開するものです。引用の際には著者の了解を得てください。

若林正丈 早稲田大学台湾研究所・学術顧問 [e-mail: ruolinzz@gmail.com](mailto:ruolinzz@gmail.com)

試論：台湾における 「議会政治の夢」の来歴

その文脈の理論的想定と歴史的解釈の試み

若林正丈

はじめに——「議会政治の夢」の来歴は語り得るか？

1. 「議会政治の夢」の不在、誕生、挫折、再生、成就、脅威

台湾の歴史学者周婉窈は、その台湾歴史啓蒙著作『少年台湾史』の中で、半世紀にわたり台湾を植民地統治した日本が明治維新以来、政治（君主立憲国家の形成）、経済、教育、交通・運輸、医療・衛生など各方面において近代化を遂げた国家であることになぞらえて、「台湾の近代化は明治維新の海外版と見なせるかもしれない。しかし、それは議会政治を欠いたものであった」と述べている（周婉窈 2014:140）。そして、それが、数々の近代的制度やインフラの構築に成功したにもかかわらず、「議会政治を欠いた」ものであったが故に、「植民地に人民は自分たちの言語、文化、歴史に決定権を持つことができず」、そのマイナスの影響は深いものがある、と指摘している（Ibid:142）。

日本の台湾統治がもたらした上からの植民地的近代化の台湾にとつての意義の比喩による見事な総括である。要約すれば「議会政治無き海外版明治維新」となろう。確かに、日本植民地統治は、統治下住民の参政権要求に対して、ゼロ回答ではなかったものの極めて吝嗇であり、半世紀にわたる日本の台湾統治は確かに「議会政治を欠いた」状態の

ままに終わったのであった。

ただ、「議会政治」は実現しなかったが、台湾議会設置請願運動(1921-34年)や台湾地方自治連盟の運動(1930-37年)のように、植民地台湾政治に対する参政権を、したがって台湾レベルから地方行政レベルに通貫する自治を要求する運動は、1920年代から30年代前半にかけて存在していた。言い換えれば「議会政治の夢」は明確に誕生していたのである¹。そして台湾総督府の参政権運動に対する懷柔と弾圧の政治操作の下に、ついで日本植民地帝国の対外戦争による緊張の高まりの中で、その「夢」は複雑な挫折を強いられたのであった。すなわち、台湾議会の設置要求は、台湾総督府のみならずその請願の提出先である帝国議会においてもほぼカategoricalに否定され(若林2001:第一篇)、地方自治の要求は大きく割り引かれて1935年になってようやく実現した²。さらに第二次大戦末期には資格制限付きの衆議院議員選挙権が付与された³。これは台湾人の参政権運動者が望んだ植民地自治の方向の参政権ではなく、日本の敗戦により実施されることのなかつた幻の参政権であった。とはいっても、十数年にわたる参政権運動の末に台湾史上初めての公職選挙が挙行され、擬似的なものではあるが地方議会の出現を見たのであった。複雑な挫折と形容する所以である。

加えて、今日の我々はこの前後の史実も知っている。「議会政治の夢」は清帝国統治下の台湾においては不在だった。その一方、前記のように日本植民地帝国下での誕生と挫折を経た後、戦後の中華民国統治下で複雑な再生を果たし、1990年代において成就した。複雑な再生とは、1947年中華民国憲法が施行され、そこでは明文で参政権と議会政治とが保障されていたのであるが、それらが、その後中国共産党軍との内戦を理由とした「叛乱鎮定時期臨時条項」(一種の憲法棚上げ法令)と戒厳令の実施(結果的に38年にわたる長期戒厳令となった)により中國内戦態勢が恒常化され、国民党一党支配体制が確立されたことによって歪められたものとなつたことを指す。男女公民の普通選挙権が付与され公職選挙は挙行され、形の上での議会が存在したのであったが、新規政党結成禁止(「党禁」)や新規新聞発行禁止(「報禁」)など政治的自由は厳しく制限され、代表制民主主義の政治舞台としての「議会政治」の実質は乏しかった。「夢」が成就したと言えるのは、1970年代以降の「分割払いの民主化」(若林1992)を経て、「党禁」の解除、「臨時条項」廃止などの民主化措置を経て挙行された1992年の立法院全面改選においてであった。中華民国憲法施行から45年、台湾議会設置請願が日

I 言うまでもなく、日本統治下の植民地的近代化の流れの中で誕生した台湾人の「夢」は「議会政治の夢」にとどまらなかった。例えば、駒込武が雄渾に描くところの、台南長老教中学関係者が描いた「台湾人の学校」実現の夢(駒込2015)。

2 1920年の地方制度改革により、東部地域には依然として序制が採られたが、西部地域に新設された州、市、街、庄には法人としての資格が付与され、行政の諮問機関として官選の協議会が設けられた。1935年の改正では、州、市、街、庄の法人化が法文に明示されるとともに、街、庄の協議会員の半数を民選とし、25才以上街庄税5円以上の納税者に選挙権・被選挙権が与えられた。州と市には決議機関としての州会と市会が設けられ、市会議員の半数は街・庄と同様の民選とした。州会は市会議員、街・庄協議会議員の間接選挙とされた。1935年11月に市会、街・庄協議会員の選挙が行われ、翌年11月に州会選挙が行われた。同様に1939年11月と翌年11月に第二回目の選挙が挙行されたが、第三回以降は戦時を理由に実施されなかつた(許淑貞1991)。

3 1945年4月衆議院議員選挙法の朝鮮、台湾への延長施行が公布され、改正が公布され、朝鮮・台湾に在住する国税25円以上納税者の成人男子に選挙権、が付与されることになった。議員定数は台湾で5名、朝鮮で23名であった。この時貴族院令も改正され、朝鮮および台湾から20歳以上の男子で名望あるものから10人以内が勅任されることになった(浅野2008:502)。

本の帝国議会に始めて提出されてから71年の歳月を経ていた。

さらに加えて、われわれは、「議会政治」を実現した民主体制の台湾への、復興した新中華帝国からの脅威が近年強まっていることも知っている。

このように、「議会政治無き明治維新」の半世紀に「議会政治の夢」が生まれたことから出発して、その前後の関連する事柄の展開を繋げてみれば、台湾歴史には、あたかも「議会政治の夢」の不在、誕生、(複雑な)挫折、(複雑な)再生、成就(そして脅威)、という、前後につながりのある一つの歴史の文脈が存在しているように見える。

言い換えれば、現今台湾の民主政治は、その「夢」の誕生という前史も入れれば、遅くとも日本統治期1920年代に遡る来歴を有しているものと見えてくる。しかし、このようないわば「議会政治の夢」の来歴は、一つの歴史的文脈として語り得るのであろうか。筆者は、地域研究としての台湾研究の立場から、それは語るべきであり、語り得ると考える。では、どのようにすれば語り得るのか。小稿は、そのための視角を試みに論ずるものである。

言うまでもなく、「夢」の不在から成就までの期間の台湾歴史には、統治国家の交替という重大な政治的断絶が存在している。台湾の帰属は、清帝国から近代日本へ、日本から中華民国へと変更され、そしてその中華民国は台湾を編入した4年後には、中国内戦と東西冷戦の台湾海峡への波及を経て、「反共」の前哨基地の役割を果たす「台湾大」の中華民国へと地政学的位置が変わった。それ故に、「夢」の「来歴」という想定の中で一連の繋がりを持った事象と見える事柄は、それぞれの政治時代固有の現象と見るほうが適切ではないか、という疑念・懸念が示され得る。「夢」の誕生と挫折は、19世紀末から台湾を統治することになった近代の日本植民地帝国に関わるのであって、清帝国の台湾統治とのかかわりは薄く、また日本の植民地帝国は太平洋戦争に敗北して崩壊してしまったのだから、戦後の事象は戦後台湾の統治国家である中華民国の固有な政治的事情によるのであって、戦前に誕生し挫折した「夢」の再生と成就とは言いがたいのではないか、といった疑念である。前述のように、戦前には挫折した「夢」は、その外形だけ(参政権、議会制度、公職選挙)について言うなら、戦後においては一挙的に実現しているから、なおさらのことである。

2. 「議会政治の夢」の来歴は語り得るか?

——地域研究者が提起する一視角

筆者は、ある地域の外からその地域の理解につとめる「地域研究」(area studies)という位置に立って「台湾研究」を行ってきた。地域研究者にとっての「地域」は無前提的に存在するのではない。その地域が研究対象として存在するという事象は、その地理的空間に関して一定程度集積され、また組織され統合された学知が、近代以降の世界のどこかの場所と時点で、世界の何らかの現実に促されて必要とされ、今日まで必要とされ続けているということに淵源する。したがって、台湾研究は単に「台湾を対象とする地域研究」であるというよりは、むしろ「『台湾』を対象として把握しようとする地域研究」というほうが適切である。そして、このことを、地域研究を動機づける「現実性」と呼ぶこととしよう(若林2020a:iv)。20世紀末に台湾において代表制民主主義の政治が実現しその後今日まで四半世紀を超えて運用され続けていることは、このような意味での台湾研究にとっての現実性の一つであり、その来歴の存在を想定することは、地域研究としての台湾研究においては、むしろ当然であり当為であると言えよう。

一方、個々の地域研究者としての台湾研究者が具体的に取り組むテーマは多種多様であるが、個別の論文・著作の問題関心の背後には、いわば「通奏低音」としての「台湾とは何か」という問い合わせが流れている。地域研究としての台湾研究にとっては、世界における「台湾」という地域の在り方の個性を把握することが課題となるからである。この「個性」とは、国際関係論的視座において把握されるところの世界において台湾が占めている／置かれている位置・状況であるとともに、台湾という地域が歩んできた独特の来歴＝「台湾という来歴」にも現れてくるだろう。そして、具体的には後述するが、「議会政治の夢」の来歴という課題設定への最大の疑念の来源とみられる前記の複数の政治的断絶の存在こそ、「台湾という来歴」の最大の特徴とみるべきものである。さすれば、「議会政治の夢」の来歴は、「台湾という来歴」において当然に読み取るべきコンテキストの重要な部分の一つであることになる。

かくして、地域研究としての台湾研究の視座からは、「議会政治の夢」の来歴は語り得るかという問い合わせは、その「夢」の不在から成就(そして脅威)までを有意な関連性のある事象であることを如何に示し得るか、

換言すればそれを如何に文脈化し得るか、という問題に帰着する。その際、課題となるのは、政治史的断絶をどう考えるかというよりは、これら政治史的断絶そのものを「文脈化」の契機として考察していくことであろう。

そこで、小稿では、歴史社会学者マイケル・マン (Michael Mann) の政治的〈力〉の概念から出発して、そこに「可視化政策・秩序再編」論と「国民帝国」論という観角を導入して歴史解釈を試みることによって、上記政治的断絶の意義を如何に「議会政治の夢の来歴」の語りに組み込み得るのかを論じてみたい。ただし、以下に展開するのは、「夢」の担い手（主体）の思想・行動に即した議論⁴ではなく、「夢」とその担い手を形作った政治構造変動の外形的展開を素描しようとするものである。そして、筆者の能力や準備不足の関係で、小稿の本論での論述範囲は「夢」の誕生と挫折までの過程に限定することとし、戦後の展開に関しては小稿の各所において一定の示唆を行うに留めておきたい。

また、台湾の歴史時空には、17世紀以降の中国大陆からの漢人の移住・農業開拓の本格的開始以後、先住民族と移住漢人の社会・文化的二元性が誕生しており、これに国家を加えた、先住民族と漢人のそれぞれが国家との関係性が異なる「不等辺三角形」(Ljavakaw²⁰²¹) の三者関係として複雑に展開している。この「不等辺三角形」的な三者関係の展開は「台湾という来歴」の不可欠の一部をなすと考えられるが、このコンテキストと「議会政治の夢」の来歴との重なりと絡み合いは、政治思想史研究家呉叡人が「国家発展自治主義」と捉えるところの、日本植民地統治期末期に台湾総督府が要請した先住民族エリートの言説（呉叡人²⁰⁰⁹）に、その前兆を見ることができるが、本格的には、戦後の国民党一党支配下で先住民族地域も含めた地方公職選挙の実施と平地資本の侵入と政府の「平地化」政策による内部植民地主義的状況が深刻化を見て以後のことと判断する⁵。

4 この点についてはすでに台湾議会設置請願運動に関する周婉窈の優れた論考がある（周婉窈²⁰¹¹）。

5 先行研究によれば、戦前の漢人知識人の政治・社会運動において、先住民族が視野に入ってくるのは、主として1930年の霧社事件の衝撃以降であった（陳偉智²⁰²³；顧恒湛²⁰²³）。しかし、それも漢人側の一方通行的な見方の変化にすぎなかった（詹素娟²⁰²³）。

第1節 政治的〈力〉の類型と 「議会政治の夢」の展開

1. 「政治的〈力〉」の二側面 ——専断的〈力〉と基盤構造的〈力〉

マンによれば、社会とは「組織された〈力〉⁶のネットワーク群」であり、その「組織された〈力〉」には源泉を異にする4種類の〈力〉がある。すなわち、「イデオロギー的〈力〉」、「経済的〈力〉」、「軍事的〈力〉」、および「政治的〈力〉」である。このモデルはそれぞれの英文頭文字を採って「IEMPモデル」と称される (Mann 2012a:1-3)。IEMPのそれぞれの異なる〈力〉の源泉からそれぞれの〈力〉の性格の違いが生じる⁷。

政治的〈力〉は、社会空間に存在する諸関係が中央集権的・制度的・領域的な規制を必要としていることをその源泉としている。のことから政治的〈力〉は領域性と中央集権性を併せ持つ。その他の〈力〉は必ずしもそうではない。政治的〈力〉が有するところの規制し調整する〈力〉は、中央が管理し区切られた領域を有する組織体の社会空間で作動する。このような組織体は国家である（それゆえ政治的〈力〉=国家権力とも言える）。その〈力〉は、中央に集中され領域内に向けて行使され、その領域の境界=国家の領域性を強化する (*Ibid*:26-27)。

こうした政治的〈力〉の領域内作動は、分析的には相互に独立した二つの次元を有する。前記のように、政治的〈力〉はある一点（中央政策決定者／機構）で決定された命令／指示が領域内の別の箇所で執行されるようにする〈力〉を指すがゆえに、政治的〈力〉は、その政治的決定が如何に行われるかという次元（側面）とその決定が如何に執行され得るのかという、二つの次元を有することになる。マンは、政治決定に関わる次元を、「専断的〈力〉(despotic power)」を呼ぶ。これは国家エリートが社会の諸集団との経常的な折衝なしで執り得る行動の幅で示される〈力〉である。

これに対して、政治決定の執行に関わる後者の次元が「基盤構造的〈力〉(infrastructural power)⁸」であり、これは、国家が実際に社会に浸透して、政治的決定をその領域内でロジスティックに (logistically) [後方業

6 ここで「〈力〉」の訳語は、英語のpowerの語が権力と能力との意味を同時に含むものであります。マンもそのように使用していることを考慮した、マン著（『ソーシャルパワー：社会的〈力〉の源泉』2002；2005）邦訳の訳語を拝借している。

7 I=イデオロギー的〈力〉とは、人生の究極の意味を求める、規範や価値を共有し、美的・儀式的な実践に参入したい、という人間の必要を源泉とする。E=経済的〈力〉とは、自然物を取り出し加工、分配、交換、消費する面での有用性を源泉とする。また、M=軍事的〈力〉は、防衛を組織する必要と攻撃の効用から生まれる (Mann 2012a:22-27)。

8 infrastructural powerは、台湾の学界では、「基礎行政能力」（黄樹仁2002）、「基礎結構権力」（林勝偉2004）、「下層結構権力」（林文凱2011）などと中文訳されている。小論では日本語としては「基盤」の語のニュアンスがより適合的と判断した。

務的に]) 実施していく際の国家の中心の能力である (Mann 2012b: 59-60)。この場合の「ロジスティックに」とは、必要な人員・資材を動員して領域内の必要な場所／部門に、適切なタイミングで、適切に配置・編成して、国家の組織・制度を作動させる能力の運用を指している⁹。したがって、基盤構造的〈力〉は、専断的〈力〉が「社会に上から作動する〈力〉 (power over society)」であるのに対して、「社会を通じて作動する〈力〉 (power through society)」であり、国家の諸制度の作動を通じて社会生活の調整を行う〈力〉である (*Ibid*: 59)。

2. 基盤構造的〈力〉の社会作用 ——社会統合作用と社会紛争誘発作用

基盤構造的〈力〉が上記のように、国家の諸制度の作動を通じて社会生活の調整を行う〈力〉であるなら、その作動は、国家が制度を通じて社会に働きかけるだけでなく、社会もこれら制度を通じて国家に影響を与える／働きかける、という「双方向 (two-way street) の」ものとなり得る¹⁰。

マンの国家権力論の検討を行った社会学者佐藤成基は、この点に着目して、基盤構造的〈力〉は「社会統合作用」と「社会紛争誘発作用」の二つの作用を有することになる、とその社会作用についての議論をパラフレーズしている (佐藤 2006)。すなわち、基盤構造的〈力〉の作動を通じて、国家は、その領域内に多くの社会諸関係を、その中心から発する放射状の制度のラインに沿って組織していく。マンはこれを「民政管掌範囲 (civilian scope)」の拡大と称する。民政管掌範囲の拡大はまた国家という政治的〈力〉の組織の中心性の形成をも意味している。国家が基盤構造的〈力〉において強力であればあるほど、より多くの社会的諸関係を、その境界の中に囲い込む／檻に入れる (caging) ことができ、国家はその諸制度を通じた、しだいに拡大・深化・多様化していく社会諸勢力との相互作用を通じて、社会生活の組織化と動員能力を高め、また中心性と領域性を高めていく。これは基盤構造的〈力〉の「社会統合作用」である。

一方、「民政管掌範囲」の拡大とともに社会の中に形成されるところの、基盤構造的〈力〉を体現する国家の諸制度は、当然ながら社会の中の各種勢力の全てを、また十分に満足させるものではあり得ない。社会

9 マンによれば、具体的には、この能力の形成には、①国家の主要な活動において分業を適切に組織する能力、②国家諸機構にメッセージを適切に伝達し、法的諸決定を蓄積・保存するための読み書き能力、③国家の最終保証の上の商品交換を可能にする貨幣や度量衡、④迅速な交通・通信のための設備、などが関わっている (Mann 1984: 192)。

10 権威主義国家が技術革新を通じて社会監視とコントロール能力を強化して基盤構造的〈力〉の社会紛争誘発作用の封じ込めに成功する（いわゆる「デジタル権威主義体制」）ならば、この「双方向性」は見えにくいものとなろう。しかし、そこでも基盤構造的〈力〉の社会作用の産物としての民主化系列のイシューは潜在しているものと考えるべきであろう。

諸勢力は、「社会統合作用」の展開とともに、国家の諸制度の仕組みや運用、その作動が引き起こす作用・副作用などに対して、それぞれの立場・利害から不平・不満・意見を有するようになるだろう。国家社会基盤制度との接触密度・頻度の高い社会層ほど、それら制度に対して「意見のある人」を生み出す可能性が高いと想定できる。

同時に、国家の基盤構造的〈力〉の拡大を促すロジスティックな技術や資源は、国家が社会に先だって獲得したとしても占有し続けることは困難であり、社会にも次第に拡散する。例えば、近代国家であれば、国家が創設／規制する学校教育制度そのものが、それらの技術・知識の拡散の重要な媒体となる。それらによってエンパワメントされた個人や社会勢力は、国家の諸制度の運用についてより積極的な発言や行動を採るようになるかもしれない。言説能力や組織能力を備えた「意見を組織する人」の登場である。そこに国家エリートと社会勢力の間の、また相互に利害や国家に対する立ち位置を異にする社会諸勢力間の紛争が誘発される。これが「社会紛争誘発作用」である。そして、それら「意見を組織する人」の行動は、近代国家体制の下では、制度の制定・運用などの決定に参与する権利を得ようとする運動、すなわち参政権問題の発生に至る可能性が高いのである。

3. 政治的〈力〉の編成類型と3本の「補助線」

(1) 政治的〈力〉の編成類型、諸「国家／帝国」、「議会政治の夢」

ところで、前記のように専断的〈力〉と基盤構造的〈力〉は分析的には相互に独立した次元をなすから相関しない。基盤構造的〈力〉の強弱に結びつくロジスティクスに関わる技術や産業は近代以降急速に発展した。このため、国家がそれらを持続的に吸収・把握できる限り基盤構造的〈力〉は不可逆的に増大する。一方、専断的〈力〉の強弱はそうではない。帝国的権力が地方割拠勢力成長により掣肘を受ける場合や権威主義的政治体制の民主化などによって専断的〈力〉の弱体化は有り得る(Mann 1984: 192)。また、民主体制の崩壊の後に何らかの権威主義体制が再建されれば、専断的〈力〉は再び強化される可能性がある。

かくして、政治的〈力〉の二つの次元のそれぞれの「強い」と「弱い」とを組み合わせれば、国家権力の4つのタイプを得る。次に掲げる表1

は、マン自身が行った類型化の概念表である。

表1 政治的〈力〉の二つの次元(対応する台湾歴史上の国家)

		基盤構造的〈力〉	
専断的〈力〉		弱い	強い
弱い	弱い	封建的	民主体制
	強い	帝国的	一党支配(権威主義)

出典:Mann (2008:357), Table 1.

ここでは、この類型に即して、台湾歴史時空に関わる「国家／帝国」^{II}の政治的〈力〉の編成類型を簡単に確認しておこう。

まず、専断的〈力〉も基盤構造的〈力〉も弱い「封建的」のタイプは、敢えて言えばオランダ東インド会社が領域支配を開始して以後の「地方会議 (landdag)」による先住民族統治 (Shepherd 1993: 51-56) に当てはまるかもしれない。しかしこれがそれなりの形をなしていた期間は短かった。

ついで、伝統中国の皇帝專制体制の頂点にあったと言える清帝国の政治的〈力〉の編成は、専断的〈力〉が強く（「行政編成の專制的集中化が進んだ」純化された」皇帝專制 (足立 1984: 164-168)）かつ基盤構造的〈力〉が弱い「帝国的」のタイプに属する (林文凱 2019)。ここで「帝国的」という時の帝国とは、小稿の分類に即して言えば、基盤構造的〈力〉の増強に関わる新たなロジスティックな技術や資源の導入が可能であった近代の国民帝国（後述）ではなく、前近代の世界帝国を念頭においているものと見るべきである。清帝国にその「直省」（皇帝直属の科挙官僚が「郡県制」による統治を行う）として編入された台湾の西部・東北部は、この「帝国的」構成の政治的〈力〉の作動する空間であった。

続く日本植民地帝国の台湾総督府とアメリカの植民地無き帝国の庇護下にあった国民党一党支配期の中華民国在台湾の政治権力構成は、専断的〈力〉も基盤構造的〈力〉も強い「一党支配」のタイプに属すると考えられる。台湾総督府を「一党支配」と呼ぶのは権力の組織形態の呼称としては不適だが、政治的〈力〉の編成としてはこの類型に入る。マンの初期の議論ではこの類型を「権威主義」としている (Mann 1984: 191) ので、上掲の表では「一党支配(権威主義)」と表記しておいた。

II これは、筆者の「台湾という来歴」論の視角による用語である。台湾歴史時空における国家は、ある帝国の台湾に設置した統治機構（外挿国家）であるか、地域に覇権的影響力をを持つ帝国の周縁に位置づけられる国家である。つまり、台湾歴史時空は「諸帝国の周縁」に位置づけられている。そして、台湾歴史時空に外から国家を挿入してくる帝国、強い影響力を行使する帝国は「代わる」が、それとともに諸帝国の世界史的性格も「変わる」(若林 2020b)。この「代わり変わる帝国」の台湾統治主体の様態を「国家／帝国」と表現すると、「議会政治の夢」の来歴に関わるそれは、具体的には、郡県制台湾地方政府／清帝国、台湾総督府／日本植民地帝国、中華民国在台湾／アメリカの「植民地無き帝国」となる。以下の記述では、適宜省略した呼称を用いることがある。なお、「郡県制」とは、中国史において「封建制」、「郡国制」と区別して用いられる、皇帝直属の官僚が派遣されて行われる地方統治制度の概念的呼称を指す（岸本 2015: 68-69）。清代における実際の地方統治単位の呼称ではない。

現在の中華民国在台湾は、「分割払いの民主化」を経て国民党一党支配を克服して形成されたもので、言うまでもなく「民主体制」の類型に属する¹²。

(2) 政治的〈力〉の編成類型と3本の「補助線」

かくして、「帝国的」な清帝国の台湾地方政府の時期に「議会政治の夢」は不在であり、「一党支配（権威主義）」の日本の台湾総督府の時期に誕生そして複雑な挫折を余儀なくされ、アメリカの影響下の同じく「一党支配（権威主義）」の中華民国在台湾の時期に複雑な再生を遂げさらに成就したというふうに、政治的〈力〉の編成類型、台湾歴史時空における諸国家/帝国および「議会政治の夢」の展開との三者の相応を捉えることができる。

そうすると、政治的〈力〉の編成類型を出発点として、三つの概念ないし視角を導入する（「補助線を引く」）ことによって、「夢」の来歴の文脈化の三つの問題設定を行うことができると思われる。

(a) 不在から誕生へ——基盤構造的〈力〉と可視化政策・秩序再編

上記の三者関係の対比からは、「夢」の不在から誕生への展開は、政治的〈力〉の類型の「帝国的」から「一党支配（権威主義）」という変動が関係している、とまずは想定することができる。マンのロジックに従えば、この類型の違いは、基盤構造的〈力〉の「弱い」と「強い」の違いから来ている。基盤構造的〈力〉が「強い」類型である台湾総督府／日本帝国の下では、前述のように基盤構造的〈力〉の作動する国家の諸制度の作動の範囲は広く、これら制度と社会諸要素との相互作用関係も広くなり、それは社会統合の方向にも社会紛争誘発の方向にも作用していくと想定できる。そこに、浸透していく国家の諸制度に対して「意見ある人々」が「意見を組織する人々」によって政治・社会運動へと組織されていく可能性が生じ、その可能な形態の一つとして「議会政治の夢」の誕生の可能性が生じると想定できる。

この点を具体的な歴史解釈として文脈化するために、次の第三節では「可視化政策と秩序再編」という視角（若林2022）を補助線として導入して、「夢」の担い手（「意見を組織する人々」）の登場にとっての統治構造転換の意義を検討する。

12 一方、この「民主体制」に脅威を与えている中華人民共和国の政治的〈力〉の編成は、より洗練された共産党一党支配を合理化するイデオロギーと現代の情報技術で人民の行動を効率的に監視・コントロールすることのできる、いわば「デジタル権威主義」として「一党支配」の類型に入るだろう。

(b) 誕生から複雑な挫折へ——「国民帝国」と「地域的立憲独裁」

台湾総督府／日本帝国下において浸透してくる国家の諸制度に對して「意見ある人々」の要求が「意見を組織する人々」の政治・社会運動を通じて「議会政治の夢」へと結晶した（誕生した）。だがこの「夢」が1930年代以降複雑な挫折へと至ったことは、(a) のよ
うに第一の補助線（可視化政策と秩序再編）を引いて統治構造転換の政治的意義を確認するのみでは説明できない。議論の概念レベ
ルと一步具体化して、台湾総督府／日本帝国の「一党支配（權威主
義）」の内部的な様態、そしてさらにはその外部的な様態がどう関係
してくるかを考える必要がある。

この点を考えるために、第四節では「国民帝国」論（山室2003）を第二の補助線として導入して、植民地台湾も日本国民帝国の一異法域であることを確認した上で、その「一党支配（權威主義）」の内
部的な様態を「地域的立憲独裁」（呉叡人の用語、後述）と把握して、誕
生した「夢」が部分的にのみ実現（台湾史上初の公職選挙の実施）し
ていくプロセス（複雑な挫折）のロジックを把握する。

加えて、「夢」の挫折の複雑さの最終様態については、近代日本
という「国民帝国」と対外関係＝戦争が関係している。戦争という
帝国の緊張と危機が、「漸進的内地延長主義」という日本植民地帝
国の統治方針の混乱と崩壊をもたらしたのであった。ここまでが第
四節における検討課題である。

(c) 複雑な再生から成就へ——「代わり変わる帝国」の「帝国の網」

さらに、台湾総督府／日本帝国下の「夢」の複雑な挫折から戦
後の中華民国在台湾／アメリカ帝国下のとに至るプロセスの説明
には、第三の補助線として、台湾歴史時空をめぐる「代わり変わる
帝国」のあり方を考える「帝国の網」の視角¹³を導入する必要があ
ると思われる。

¹³ この視角を略述しておく。台湾歴史時空が「代わり変わる帝国」との関係において世界史の中にあ
ることは、台湾歴史時空に「諸帝国」が二つの方向から関わるとい
うことである。一つは台湾をその周
縁に位置づけることができる／包
摂しておくことができる帝国のプレ
ゼンスそのものが持つ意義の側面
である。これを「帝国の網」と比喩
しよう。われわれは、台湾歴史にお
いて、この「帝国の網」の確立、安
定（「帝国の平和」）、動搖、そ
して崩壊のプロセスの繰り返しを見出
すことができる。前帝国の「網」の
動搖の背後には後帝国の台頭が
ある。これは台湾歴史時空にとつ
ての「帝国の網」の外部過程である。
もう一つは、帝国の直接のコ
ントロール下に外挿されるないし帝
国に庇護される国家が台湾歴史
時空の行動者として台湾諸社会と
の相互作用関係に入る側面である。
国家／帝国の投射するパワー
が台湾歴史時空における諸社会と
の相互作用のあり方を大きく規定
していくことから、その側面は「帝
国の鑿」と比喩できるだろう（若林
2020b）。

第2節 統治構造の転換と「議会政治の夢」の主体

この節では上記(a)の問題意識を論述する。清帝国と台湾総督府／日本帝国の政治的〈力〉の編成類型の違いが、「議会政治の夢」にとつて具体的にどのような政治条件の違いを形成していたのかを、「可視化政策と秩序再編」の視角を補助線として導入し、清帝国下の「郷治」から台湾総督府下の「地方行政」への転換およびその転換が漢人社会地域エリートにもたらした政治環境の変化を概括することによって示す。かつての「郷治」の担い手から植民地行政の「協力者」に変身を余儀なくされた地域エリートと新興知識人とを担い手として「議会政治の夢」が生まれる。

1. 可視化政策と秩序再編

国家はその存続・運営のためには、社会から何らかの形でその所要の財（税、労役、兵役など）の流用を可能にすることが必要であるが、そのためには、国家は統治下社会がある程度以上判読可能（legible）にしておく必要がある（Scott 1988:2）。そのために国家が行う統治下の人とその組織および土地に対して行う調査と掌握の活動を可視化政策ないし可視化事業（state legibility policy/project）と呼ぶことにしよう。国家がこれにより社会の重要な側面（例えば人籍や地籍など）を調査・掌握し国家の帳簿に登録し、それらの情報を基礎に国家の社会基盤的制度（住民登録制度、土地所有制度、財産登録制度、徵税制度、地方末端行政制度、学校制度、徵兵制度など）を構築ないし改良することができれば、それらの制度の運営が、国家・社会関係を何らかの形で変えていくことになる。これを秩序再編と呼ぶとすると、可視化政策ないし可視化事業は国家にとつて好ましい秩序再編を目指した統治戦略でもあることになる（若林 2022: 7-8）。

言うまでもなく、社会諸集団が常に可視化政策に従順に従うとは限らない。国家の行動への反発・反抗があれば、可視化政策の遂行は阻害

され政策は修正を迫られるかもしれない。また事によっては国家が本来意図していない副作用を生むかもしれない。可視化政策はこのような掌握の対象となる社会と国家との間の「上に政策有れば下には対策有り」の相互戦略性と、社会変化の避けがたい不可測性の下に遂行される (*Ibid*: 8)。

また、一般に、可視化政策の執行程度が高いほど、国家の社会への垂直的浸透は強く、国家の社会基盤的制度は多様で密度が高く、国家と社会の双方向的相互作用も強い、と想定することができる。

2. 可視化政策・秩序再編、統治構造の転換、 「議会政治の夢」の主体

(1) 可視化政策の執行と国家の土地・住民掌握

清帝国では、全国的な土地調査 (清丈) が実施できたことはなく、実施されても省と県のレベルで間歇的・部分的に実施されただけであった。また、そこで作製された土地台帳 (魚鱗図冊) は土地所有の実態を反映したものではなく、徵税は明代に全国的丈量の上決定された税額など (原額) により徵収されるのが通常であった (西村1974)。

清帝国下の台湾漢人地域についても一般的に事情は同様であったが、重要な統治問題 (大規模反乱発生など) が生じた場合には、中央と省級政府の主導で清丈が行われることがあった。漢人の移住・開墾が急速に進んだ18世紀には、番界に沿った地域の開墾情況の調査が行われかつ田園の所有 (業主) 権の帰属にも介入した (熟番地権の設定) のがその主たる例である。また19世紀末には、台湾省の発足とともに、初代省巡撫劉銘傳の主導で「清賦」事業が行われ、一定の成果を挙げた。ただ、その成果も後の台湾総督府の土地調査事業の成果に比すれば、その精確性や悉皆性、したがって土地情報の掌握と土地税増収の有効性には限度があった (林文凱2011: 15)。

また、人籍の把握については、雍正期の地丁銀制 (徭役を銀納で田賦に組み込む) の採用以後、治安の観点から間歇的部分的に行われた保甲 (隣保組織) 以外、州県レベル未満の行政的な地域住民編成 (編籍) は放棄された (足立1984: 169)。この事情は台湾でも同様であったと推定で

きる。

これに比して、台湾総督府は、その統治初期約10年の統治確立への惨憺たる試行錯誤の中で、漢人居住地域において戸口、土地所有、社会慣習、地理などの方面にわたり可視化政策を実行した。これらは1898年以降民政事務を主宰した後藤新平のイニシアティブの下で一定の体系性をもって行われたので、「(台湾総督府) 初期可視化事業」と総称することが可能であろう。小稿ではその具体相に言及することはできないが、成果として作製された土地台帳、戸口調査簿、人口センサスのデータ、地域地図(堡図)などは、対象とされた漢人居住地域に関しては、高い悉皆性と精確性を有し、かつ関連事項のその後の変化をモニターするシステム(土地登記制度の導入、行政系統における統計数字集計・整理システムの形成など)も整えられて¹⁴、その後の行政の指針として有効なものとなつたと言える(姚人多²⁰⁰¹)。

(2) 地域統治構造の転換——「郷治」から「地方行政」へ

周知のように、清帝国の下では国家官僚は州県レベルまでしか派遣されていなかった。中央からこのレベルまでの官僚制は、家産官僚制の色彩を残しつつも、審級制も備えた整ったものであったが、州県の下には、正規の行政機構が設置されることなく、州県官の業務も科挙試験の管理を除けばおおむね徵税と訴訟の処理(「錢糧」と「刑名」)に限られていた。国家官僚と社会との接点と相互作用は限定的であり、州県より下のレベルを見るならば、国家統治の垂直的構造は公式には存在しなかつた。こうした広く浅い統治構造の採用は、一種の「小さな政府」の統治理性(governance)として、有效地に機能し、18世紀の経済発展と人口増加には適合的であった(Rowe²⁰⁰⁹:287)。いわゆる康熙・雍正・乾隆の「盛世」における台湾への漢人移住の増加と農業開拓の急速な進展もその一部であった。

しかし、19世紀に入ると、「小さな政府」の統治理性の有効性にも問題が生じた。台湾の漢人地域でも、徵税の便や治安維持の便のために、幾つかの自然形成の村落・町(庄ないし莊・街)をまたぐ「堡」やその下のレベルの「聯庄」などのアレンジメントが採られ始めた。堡には「總理」や「董事」、街・庄には「街正・庄正」などが任命されたが、人選はそれぞれ地域の有力者(地域エリート)の推挙に基づくものであった(戴炎輝¹⁹⁷⁹:13-15)。言い換えれば、それらの人事は在地の地域エリート間

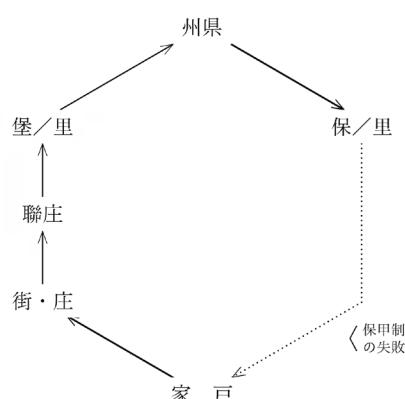
¹⁴ これらに関する筆者が踏まえている関連先行研究の一部を挙げておく。栗原(2004; 2009)、吳密察(2017)、林文凱(2017)、阿部由利香(2001)、春山(2008:II)、鄭政誠(2005)、林佩欣(2014)、林春吟(2012)、富田(2003)、施添福(1996)など。

の権力構造の反映であった。

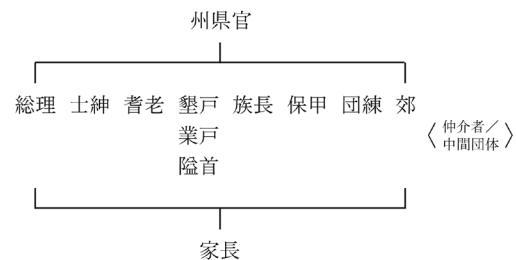
総理などの地域エリートが地域の公共事務（橋や道路の補修、犯罪への対処、貧窮者の救護、学塾の運営、河川の渡し場の管理、各種の市の管理など）を進めるに際しては、街・庄などの有力者を当該地域の靈験あらたかな廟に集め衆議するという形が採られた。国家の社会管理能力と資源の経常的投入が過少である政治空間において、地域エリートで構成される「仲介者ないし中間的団体」（次の図1の②参照）により、国家と社会とが結ばれ、地域の公共事務は地域で対応するという「郷治」が営まれていたのであった¹⁵。かくして、清帝国の郡県制政府は「郷治」のアレンジを通じて堡ないし聯庄のレベルまで統治の触手を伸ばしたといえる（新田2020:8）。それはまた同時に「郷治」の担い手である地域エリートが、県未満のレベルへの国家の垂直浸透能力の不足の状況下で、地域の公共事務において実質的な政治権力を有していたことを示すものでもあった。新田によれば、このような郷治の構造は図1のように表現することができる。

図1 伝統台湾漢人社会の統治構造

①地縁的・空間的結合関係



②機能的・業縁的結合関係



出典:新田(2020:7)。原図の注記は省略。

これに対して日本の台湾総督府は、前記初期可視化事業の成果を生かして、清帝国官僚制が手を伸ばさなかった県未満のレベルまで国家行政機関の設置を敢行した。その制度的外形が安定するには時間がかかった（1920年地方制度改革）が、国家権力の垂直の触手が、確実にかつて街・庄のレベルまで伸びて、それらを日本植民地帝国の末端行政区画に包摂して再編したのであった¹⁶。また、周知のように、可視化事業と平行した漢人の地域毎の武装抵抗の鎮圧に際しては、中国古来の

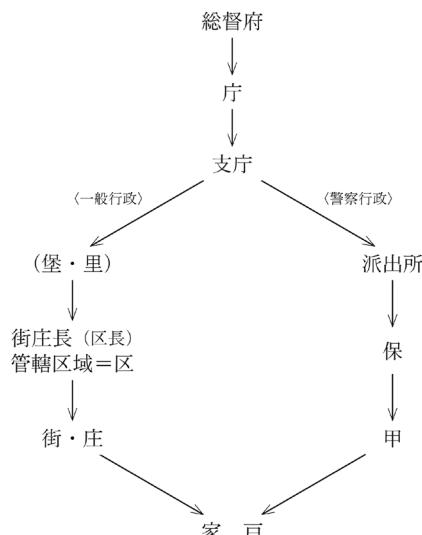
15 こうした地方官衙と地域エリートの秩序維持作用で吸収できない不平不満は、軍事力の国家独占が事実上果たされていない状況では、秘密結社や宗族などが核となって武装した反抗（「官逼民変」）が起こされがちとなつた（岡本2020:101-104）。

16 歴史地理学者施添福の研究によれば、土地調査事業において台湾総督府は、劉銘傳の「清丈」事業時の「清丈区域」と当時の地方行政における「行政輔助区域」（「堡」など）を参照して、当時の

保甲制度の形態を借りて植民地警察力の社会末端までの浸透に成功している。この過程はまた一種の「刀狩り」の過程であって、清末期から各地に存在していた団練などの自衛組織は最終的に保甲の「壯丁団」として保甲制度の一部として警察の監督下に置かれることとなった。武装抵抗の鎮圧は、日本統治下においては社会の非武装化にまで行き着いたのである（新田近刊：第7章）。この過程で肥大化した警察力は削減されず維持されて、一般行政の補助に大幅に転用されていった（文明基2021）。

こうして、台湾総督府は統治初期の10年ほどで、世帯レベルまでの漢人社会を、末端行政機関を通じて一般行政において把握し、同時に警察・保甲のシステムを通じて警察的に把握するという二つの方向から下向する垂直的構造を作りあげた。清帝国下の「郷治」は日本植民地帝國下の植民地地方行政へと転換したのである。換言すれば、これは中国王朝式の間接支配から近代国家の直接統治への転換であった。再び新田によれば、この新たに出現した統治構造を次の図2のように示し得る。

図2 台湾総督府の初期地方統治構造(1904-1920)



出典：新田(2020:12)。

このように、清帝国下で悉皆性・精確性を欠いていたあるいはほとんど実施されなかった可視化政策が執行され、その成果の上に国家権力のアームが垂直的にも浸透した状況は、国家の主導権の下で、基盤構造的〈力〉の作動する各種の国家の社会基盤的制度が形成しやすい情況であった。確かに武装抵抗勢力鎮圧と部分的には並行して形成された諸制度には植民地性が明白であった¹⁷が、それでもそこに出発した

街庄名とその空間範囲を精査して、調査・測量・製図の基本的単位とした。その結果、土地調査事業範囲に入らなかった東部と山地を除く地域に、境界のはっきりした堡と街庄（1920年の地方制度改革以後は「大字」）とその下の土名（1920年以後は「小字」）の二級制の地理系統が明確に形成された（施添福2001）。そして、これがその後の土地台帳の調整単位、戸口の編成単位、さらには国勢調査や農工商調査と各種統計の単位となり、以後100年近く下級行政の基本的空間単位として人口と土地の有効管理を実現する基礎となつたとしている（施添福1996）。

¹⁷ 例えば、保甲制度が漢人のみに適用され、近代刑法ではありえない連坐制規定があること、警察が治安上の必要から保甲組織の過程を通じて作り上げた戸口調査簿をそのまま地方行政における身分証明書類に転用し、データ更新も警察・保甲を通じて行なうことなどが挙げられる（阿部2001；栗原2004）。さらに、前述した武装抗日制圧過程で肥大した警察力を削減せず、一般行政補助に流用したことでも一例とできるだろう（文明基2021）。概して、統治コストを低く抑えること（これが彼の最大の命題であった）を念頭においていた後藤新平の制度選択における便宜主義が植民地性の根源となっていたと言える。

のはそれら国家の社会基盤制度に関わって基盤構造的〈力〉の双方向的作用が次第に着実に漢人社会諸要素を国家の社会基盤的諸制度に巻き込んでいく情況であったのである。地理的空間の政治的意義の転換が生じていったと言うことができる。

(3) 地域エリートの政治的地位の転換

——植民地統治協力者と「意見を組織する人々」の出現

言うまでもなく、このような統治構造の転換は、「郷治」の担い手であった地域エリートの政治的地位にも変動をもたらした。前述の概観のように、統治初期の10年で台湾総督府は、「郷治」において地域エリートが提供した社会管理資源・機能を接收し、それらを国家の制度を通じて供給・管理されるものとして再編していき、その過程で「郷治」の担い手は、地域治安維持のため保持していた武装の解除をはじめとしてかつて享受した実質的権力を奪われていった。台湾総督府は、地方行政官庁の諮問職（「参事」）や末端行政区画の役職（街・庄長）などの分配や塩、阿片、煙草などで実施した専売制が作り出すレン特の分配を通じた国家クライアントリズムの機制などを利用して、かれらの取り込みをはかり、かれらの地域エリートとしての社会的威信は利用し、植民地統治の協力者としていったのである¹⁸。後述する土地調査事業をはじめとする初期可視化事業も、土地権利関係の一部分を変更した（「大租権整理」）ものの、かれらの社会経済的基盤としての土地所有を脅かすことなく、かえって国家制度を以てそれを有効に保証したのであった（林文凱2011；呉聰敏2020）。

大局的に見れば、台湾総督府は土地経営の実権者である小租戸層の土地権利主張を認めて制度的保証を与え¹⁹、一方、小租戸層は台湾総督府が彼らの土地権利の実際を把握し課税することを容認する、一種の妥協が成立し、これは国家・社会関係に一種のバランスをもたらし、台湾総督府の統治が安定を得たのであった。「郷治」期の地域エリートの多くが植民地統治「協力者」の立場に置かれるようになったのは、こうした状況下においてであった。

そこで、前記の基盤構造的〈力〉の論理に立ち返って見ると、植民地統治の「協力者」であることは、植民地国家の社会基盤制度との接触密度の高い人々でもあることを意味した。彼らは、自身の国家制度との接觸の中で、彼らの背後にある地域社会の意向を顧慮して、また彼ら自身

¹⁸ 筆者はかつてこうした協力者層について「土着地主資産階級」の概念を用いてその歴史的位置づけについての仮説を提起したことがある（若林2001：付篇一）。また最近この概念についてのその後の評論を踏まえて簡単なレビューを行った（若林2024）。また、李鎧揚（2024）は、台湾総督府地方行政制度構築初期の県・庁の参事や街庄社長の多くが阿片、塩、度量衡の専売利権を得ていることを淡水地方について実証している。これらの利権の付与は、街庄長職を正規の官吏とすることはできず、また無給の名誉職とせざるを得なかつたことによるものと推測している。李はこの発見に基づいて総督府による専売利権の付与をクライアントリズムと見る（蕭明治2014）の議論を批判している（李鎧揚2024：199-201）が、この機制を、国家＝総督府がその政治権力を用いてレン特を創出し（専売制の実施）、総督府自身がパトロンとなって利権散布による社会勢力の取り込みを図る国家クライアントリズムと見ることも可能ではないかと思われる。

¹⁹ 最終的には土地権利の証憑の提出がなくてもほぼ権利主張者のいいなりに権利を認めた（呉密察2017）。

の各種利益に鑑みて、それらの諸制度の様態や運営などに関して、台灣漢人社会の中で「意見ある人々」が最も出現しやすい人々であったと想定することが出来る。植民地台灣の漢人社会の中で、依然として地域エリートでもある彼らは、従属的位置からではあっても、国家制度との何らかの交渉を求め、さらに進んでその運営などに発言権を求めるようになる可能性が高い人々であった。例えば、許佩賢の進める台灣近代学校教育の社会史的研究の中にこうした人々の姿を見いだすことができる²⁰。

そして、やがて、第一次世界大戦の終わる頃には、國家が導入した近代学校教育にエンパワメントされ近代学識・思想およびそれを基礎とした言説能力で「意見を組織する人々」が誕生することになる。地域エリートの一部と近代学校教育を受けた新興知識人層を担い手とする台灣議会設置請願運動、地方自治要求運動などの参政権運動の誕生である（若林2001：第一篇第一章）。「郷治」の担い手から植民地統治の「協力者」へ、そしてその「協力者」の中から「意見を組織する人々」の出現という歴史的文脈の存在を如実に体現するのが、「三位一体」の人物、すなわち①かつて「郷治」の担い手であり、日本統治下でも基層行政で役職を与えられた地域エリートの家の出身であり、②自身も植民地地方公職に任命された経験を持ち、さらに③近代学校教育を経験した学歴エリートである、という人物が上記参政権運動のリーダーの中に登場していることである（例えば、楊肇嘉、黃呈聰、洪元煌など²¹）。

かくして、統治初期に構築した専売利権や地方公職の分配による取り込み方式（「交換・仲介を通じてコントロールするシステム」（若林2001：付篇三））だけでは社会コントロールには限界があることが明白となり、台灣総督府は新たな取り込み方式（「参加・包摶によりコントロールするシステム」（Ibid.））を模索して、統治の新たなバランスを追求せざるを得なくなつたのである²²。その答えの一つが、冒頭に触れた1935年の地方制度改革であった。この改革は「台灣議会」設置要求の取り下げと交換に実現し、かつ曲がりなりに台灣史上初の公職選挙の実現というレガシーを残したのであった。

²⁰ 許佩賢（2005；2010；2013）、Hsu（2017）など参照。

²¹ 楊肇嘉については野口（2017：第二章）、黃呈聰については若林（2001：第二部第一章）、洪元煌については陳文松（2022）など参照。

²² 若林のこの論点に関連する研究レビューには、許佩賢（2020）などがある。

第3節 台湾総督府の地域的立憲独裁と 「議会政治の夢」の命運

この節では、前記(b)の系列の問題意識を論述する。第二節で確認したように「議会政治の夢」の誕生から複雑な挫折への展開は、「一党支配(権威主義)」の政治的〈力〉の編成類型において生じているが、ここでは「国民帝国」論の視角を補助線として導入した上で、第一に植民地台湾の政治空間が本国のそれに対して政治的〈力〉が相対的に自律的に作動する政治空間として把握できることを確認した上で、台湾総督府／日本帝国の政治体制を「地域的立憲独裁」と性格付け、第二に、その統治政策の特別統治主義から漸進的内地延長主義への転換の参政権問題上の意義を検討することにより、誕生から複雑な挫折への政治構造的背景の説明を試みたい。最後に、日本の台湾統治最後の局面における地域的立憲独裁と幻の国政参政権について触れる。

1. 「国民帝国」論の視角 ——重層的構造、「競存体制」、植民地統治政策

先述のように、政治的〈力〉(国家権力)は、領域性と中央集権性を併せ持つ。したがって、同じように領域的に作動する他の政治的〈力〉との関係を処理するという課題を背負う。つまり、自身の領域内で作動する「国内的空間」の他に、外交的ないし地政学的活動が展開される「国際的空間」をも有する。そして、政治的〈力〉が「国内的空間」において社会の包摂・統合を達成していくと、社会は政治的〈力〉の「国際的空間」における外交的地政学的活動(その極限が戦争)により深く巻き込まれることとなる。

(1) 国民帝国の重層的構造、「競存体制」、植民地統治政策

では、近代の植民地帝国においては、この政治的〈力〉作動の空間

性はどのような形を採るのであろうか。歴史家山室信一は、歴史上の各種帝国の祖型（プロトタイプ）としての「世界帝国」と区別して、近代西欧や日本の植民地帝国を念頭に「国民帝国」の概念を提起している。小稿の論点に関わるポイントは3つある。

第一は「国民帝国」の重層的構造である。ここで、前記世界帝国とは、「上帝から天命を得た天子、神から統治を委託された予言者、神の名代たる法王の権力と権威により、神や天の命令を代行して地上の世俗世界（天下）を治めるという宇宙論的観念に支えられた」広域政治体である（山室2003：90）。これに対して、国民帝国とは、中核政治体とそれに従属する異法域とからなる帝国である。ここでいう中核政治体（植民地本国）は、典型的には近代西欧に発展した主権国家体系の下での国民国家の形態を採る。国民帝国は、この中核政治体がその優越した軍事力と経済力によって、異民族・遠隔支配地域（植民地）から成る複数の政治空間（異法域）を統合する形態をとる（Ibid：89）。

台湾は、日本による領有とともに、中核政治体と異法域の重層的構造を有する日本の国民帝国の異法域の一つとして、位置づけられることになった。異法域として本国と異なる政治的〈力〉のアレンジメントが法的・政治的諸制度として実際に形成されていったのであるから、植民地台湾は、政治的〈力〉の編成と作動において、中核政治体としての植民地本国とは相対的に異なる政治空間をなしていたと見ることが可能であり、したがって、先に言及した基盤構造的〈力〉の社会統合作用と社会紛争誘発作用は、中核政治体におけるそれとは別個のものとして、植民地サイズの空間にも想定可能であることになる。この点はすでに行っている議論の前提の後付け的確認である。

これに比して、世界帝国たる清帝国の中華帝国部分の「直省」として編入された台湾（当初は福建省台灣府）の、官治が及んでいる地域については、中央・省級と府・県レベルの政府との間に実際の政策対応において屈折が見られる（一例は、柯志明2021：241-242）としても、清帝国の台湾地方統治が中国大陆の直省と質的に異なった政治的〈力〉の作動空間を構成していたとみる必要は無いだろう。また、台湾という地理的空间が、何らかの意義でひとまとまりの空間であったわけではない。台湾の地理的空间がそのような意義ある地域として認識され政治化する状況は、日清戦争で清朝が台湾島・澎湖諸島を日本に割譲するに至って、台湾住民には突如としてやってきたのであった。

第二は「競存体制」という視角である。それぞれの国民帝国の中核政

治体は、主権国家からなる国際体系の中の一政治体であるから、それぞれの国民帝国には、原理上対等の他者が存在する。すなわち、同型の諸帝国が相互の植民地支配を認証しつつ、そしてその限りで共存しつつ、同時に他の帝国に対して比較優位を求める覇権追求の競合過程が生じる。「競存（競合しつつ共存する）体制」とは、この相互認証と競争（さらには敵対）の国際関係を指す（山室2003：108）。これは、自己を唯一・至上・普遍の存在と規定するが故に、外部に競合する他者を想定せず、外縁としての境界線を引こうとはしない、世界帝国の理念上のあり方とは異なっている。

このような競存体制の中にある日本国民帝国の一異法域としての植民地台湾は、競存体制が安定している時期には、その中核政治体との関係や植民地内での国家・社会関係も相対的に安定して既存のコースを進むことができる。しかし、競存体制が緊張していけば国家・社会関係にも異変が生じ、さらに破局に至れば異法域自身の主権的帰属が改まる事になる。この視角から見れば、「議会政治の夢」の誕生と追求、抑圧の政治過程は、日本国民帝国の短くも脆い「帝国の平和」、すなわち東アジアにおける競存体制の安定期における立憲主義的政治ゲームだったのである。そしてそのゲームは、日本国民帝国最後の政治再編の企図の中で、戦時統制の中での日本帝国の側の一方的な内地延長主義の急進化の挫折として幕を閉じる（本節3.参照）。

第三は、国民帝国における植民統治政策のとらえ方である。山室は、国民帝国は二つの相反するベクトルを持つ二つの原理の結合の上に成り立つてると捉える。その一つは「格差原理」であり、境界を越える資本と軍事という二つのパワーによって獲得した空間（植民地）を中核政治体とは異なる政治社会としてあくまで「外部」に留め置こうとするベクトルである。もう一つは「統合原理」であり、植民地を異法域としてその中核政治体の「外部」に留め置きつつも、なおも同時に中核政治体の主権下の領域として「内部」化していくベクトルである（Ibid：120-121）。

こうした構成原理の下では、異法域＝植民地は、「国際法的には国内、国内法的には国外」として位置づけられることになり、中核政治体と異法域との境界線は、「統治地域との差異と階層性を示す優越線であるとともに、植民地よりの抵抗の侵入の恐怖から本国を隔離するための防護線」（Ibid：123）の意義を帯びることとなる。よって植民地統治政策とは、このような優越線・防護線の管理運営政策を意味するとともに、格差原理と統合原理のしかるべき組み合わせであり、それは、植民地現地の

状況や本国の政治・経済状況、国際情勢、さらには本国の時の統治勢力の利害や選好などを反映して決定される、そして変更されることとなる。

また、上記のように格差原理と統合原理とは相矛盾するベクトルであるから、両者の矛盾的結合としての植民地統治政策には脱植民地化の契機が胚胎している。両者のバランスが格差原理の消滅に傾けば、異法域＝植民地は、「国内法的にも国外」となっていき（中核政治体たる国民国家の一部になる）、逆に統合原理の弱体化に傾けば、「国際法的にも国外」となる（植民地の独立）となるのである。

（2）台湾総督府の「地域的立憲独裁」

一般に、日本の植民地台湾統治政策方針は、第一次大戦の前後で特別統治主義から内地延長主義に転換したとされる。もちろん、周知のように、「特別統治主義」といっても、19世紀末の台湾領有に際して、それまで蝦夷地（北海道）と琉球（沖縄県）の内国植民地化の経験しかなかった明治日本が、「主義」と言い得るようなまとまった青写真を政府の統一方針として事前に持っていたわけではない。人口的にも面積的にも決して小さくはない地域が新領土となったという現実を前にして、次から次へと発生するコンテインジエンシーに、その都度の対応を重ね、前記の初期可視化事業を経て統治を確立してみれば、それを担う官僚の位階・官等の制度は本国と同一であり中核的人材の供給も本国に仰いだとはいえ、そこには本国の立憲主義原則による制度・組織とは異なった特殊な政治体制ができあがっていたのである。初期可視化事業をリードした後藤新平は、この特殊な政治体制ができあがっていた台湾を、「内地」の地方自治体のひな形であって「内地並」への過渡的状態にあるとは考えず、植民地として明白な位置づけを与えようと試みたが成功しなかった²³⁾。

また、内地延長主義といっても、後述するように「漸進的」の形容詞が必須であり、いわゆる児玉・後藤コンビ（児玉源太郎総督と後藤新平民政局長／長官）期にできあがった特殊の体制が大きく変革されたわけではなかった。それは、対台湾社会との関係においては台湾総督府の専制政治が行われ、対中央政府との関係では、台湾総督府の政策決定には立憲政治的制約がかかっているという体制であった。台湾の政治思想家吳叡人はこれを「地域的立憲独裁」と呼んでいる（吳叡人²⁰²³：108、126）。

23 春山明哲の研究（春山²⁰⁰⁸：II）によれば、期限付き「六三法」の「根本解決」のため、後藤新平は臨時台湾旧慣調査局局長に任命した法学者岡松参太郎に特別法制の立案を指示し、岡松は①憲法修正により台湾統治法に法源を与える、②帝国議会で「台湾制」（台湾統治法）を制定する、③「台湾制」の付属法規を「旧慣立法」を含めて整備するという「台湾ノ制度ニ關スル意見書」（1901年）を作製した。児玉と後藤はこれに基いた法案（①は採用しなかった模様である）、1904年には第16帝国議会提出を準備したが児玉の日露戦争の満州派遣軍參謀長就任で提出に至らず、日露戦争後再度提出を試みたが、時の西園寺内閣の所轄大臣（内務大臣）が、内地延長主義を強く主張する原敬であったことから、またも法案提出に至らなかった。その後児玉が死去し後藤が満鉄総裁に転出するなどの経緯があり、特別統治主義を法制化する試みは政治的モメンタムを失うに至った。

具体的に見てみよう。よく知られているように、台湾総督には、分割されない総合的行政権²⁴が委ねられ、裁判官の人事権、さらには地域限定的な立法権までもが与えられた。「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」(1896年「六三法」)により「其ノ管轄内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令」(律令[りつい])を発する権限(委任立法権)である。後述する「内地延長主義」の統治方針宣言後の1921年「法三号」制定以降、法律必要事項については内地法の延長施行が原則になったが、総督の律令制定権は限定されて残り、またそれまでに制定された律令もただちに廃止されたわけではなかった(若林2001:62-64)。政治制度のアレンジメントにおいて、総督はその政治的意志決定に際して、統治下社会との経常的な協議を必要とせず行動を起こすことができた。その専断的〈力〉は最後まで強力であった。

²⁴ 本国における行政権限が内閣の各省大臣に分配されているのに対して、台湾総督や朝鮮総督の行政権が分配されずに集中されている制度様態を言う(山崎1943:90-91)

2. 地域的立憲独裁の参政権付与の「吝嗇」と 「議会政治の夢」の複雑な挫折

上記のような国民帝国論が示唆する視角を踏まえて、ここでは、特別統治主義と漸進的内地延長主義の統治方針・政策と「議会政治の夢」の展開との関係、言い換えれば、地域的立憲独裁の台湾住民への参政権付与の「吝嗇」の背景を概観してみたい。

(1) 台湾総督府土地調査事業と課税協議権無き納稅者の創出 ——特別統治主義下の「不完全ナル自治」構想

日本の朝鮮史学者宮嶋博史は、近代東アジアの各地で実施された土地調査・土地制度改革の概要をサーベイした上で、これらを「近代的土地変革」と総括し、主として次の四つの内容が存在したとしている。

- ①近代的土地所有制度の確立：所有者は土地に対してその利用権、貸借権、処分権などの包括的所有権を有し、前近代の土地所有に多様な形で付着する政治的関係から土地所有は切断される。
- ②地籍記制度の確立：一地一主原則の下で各土地の所有権者、形状、位置関係を示す公図が領域全域にわたって作製され、

かつ（土地登記制度）と相まって自由な土地所有権の移動を可能にする。

③土地登記制度の確立：確立された近代的所有権を保障するとともに、以後の所有権の移動を安全かつ迅速に行うことを保証する。

④近代的地税制度の確立：地税を私的土地位所有者の収益に課税し（収益課税の原則）、商品経済の支配的存在を前提として貨幣形態で徴収する。徴収者は国家のみであり、所有者は課税に対する承認権を有する。このことが近代議会の成立の背景となる。

（宮嶋¹⁹⁹⁴：163-164）

これに照らすと、台湾の土地調査事業では、①、②、③の確立を経て、④の内容のうち、近代的地税制度を確立した、とは言えるものの、「代表無くして課税無し」の立憲主義的政治原則から発生すると考えられる土地所有者の納税に対応する課税協議権の設定は行われなかつた。これは、ほぼ同時期に実施された沖縄県（1879年廃藩置県により設置）の「土地整理事業」（1899-1903年）と明白な対比をなしている。宮嶋によれば、沖縄県の土地整理事業で注目すべきは、その実施目的の政治的性格である。1899年の時点で沖縄県にて土地整理に着手することになった最大の要因は、1890年に発足している帝国議会の体制に沖縄県を編入するという政治目的の存在である。衆議院議員の選挙権・被選挙権は直接国税の納入額によって決定されていたが、沖縄県においても土地税制を他の地域と統一することによって内地同様の地方行政体制を敷くとともに帝国議会体制に組み込もうとするものであった。台湾や朝鮮における土地調査事業にはこのような意図は全くなかった（*Ibid*：177；上地²⁰¹³）。植民地統治史の用語でいえば、明治憲法制定時にすでに日本国に組み込まれていた沖縄県の「近代的土地変革」は最初から「内地延長主義」の国民形成プロジェクトであったが、台湾ではそうではなかったのである。調査の上で土地権利者を認定し納税者＝財政上の公民として把握したところまでは同じだが、沖縄県の場合のように、その財政的公民を憲法に基づく権利を付与される政治的公民としていく意図を持たなかったのである。

しかし、政治的公民化の意図を持たなかったことは、納税者として行政的に把握することが立憲主義的政治体制下では早晚課税協議権＝參政権の問題と結びつくことを総督府官僚が知らなかつたことを意味しない。むしろ、台湾総督府の地域的立憲独裁は、統治確立後の早い時期

から、それを先回り的に予防しようとしており、地方行政設計にあたっても、台湾人という人口上の多数者がエンパワメントされない制度設計に腐心したのだといえる。この点は、初期可視化事業後の地方行政制度整備のプロセスを検討した謝政徳および李鎧揚の研究（謝政徳2013；李鎧揚2020）が明らかにしている。

台湾総督府は初期可視化事業が終了すると、漢人地域に関しては経済開発の時代に入ったとの認識の下に、開発の要請に相応し得る地方行政体制の構築が官僚たちの視野に入ってきた。ただ、実際には、「理蕃總督」と称された佐久間左馬太（1844-1915年、総督在任1906-1915年）の下で1906年より山地先住民族制圧に力点が置かれて大きな改革には手がつけられず、1915年新たに下村宏が民政長官に就任するとようやく本格的検討が開始され、第一次大戦後の1920年になって初の文官総督田健治郎の下でその標榜する「内地延長主義」の看板政策の一つとして（もう一つは1922年の新台湾教育令の制定）やつとのことで新たな制度が誕生した（謝政徳2013）。

この間の政策立案過程を示す一次史料は十分に存在しない模様であるが、謝政徳と李鎧揚はそれぞれ総督府官僚の台湾における地方制度に対する考え方を示す興味深い内部文書を発掘している。李は『鈴木三郎²⁵関係文書』（国立国会図書館蔵）の中に1904年総督府民政部総務局地方課（課長持地六三郎）作製とおぼしき律令案「街庄規制草案」を、また『後藤新平関係文書』の中に1905年作製の「街庄区条例」草案を見いだしている。これらの草案は総督府上層部では採用されず、地方課レベルの議論に止まったようであるが、総督府官僚の考え方はよく示されている。

これらの草案で注目すべきは、前者が「街庄」を「法人」とし、台湾総督の規定するところにより財産上の権利と義務を有するとしていることであり、後者も「法人」の語は用いられなくなっているが、改変後の街庄には財産上の権利と義務有りとしている点は同じである。そして1904年の「草案」の理由書は、街庄に「法人格」を与える必要について、下級行政においてはすでに「公学校費」や「衛生費」を徴収して事業（実質的な法人的活動）を行っているが、今後地方行政事務が増加する見通しの中では、街庄を法人として財産保有の主体としてこそ各種事務²⁶をこなせるようする必要があるとしている（李鎧揚2020：47-49）。

では、このような街庄強化案では、街庄民の参政権はどのように考えられてきたのであろうか。街庄に「法人格」を与えるということは街庄を

25 鈴木三郎（1876-1915年）は1912年より佐久間総督秘書官兼官房文書課長を務めたことのある人物。

26 各種事務として挙げられている項目は、街庄普通行政、教育行政、農業資金融通、徵稅、警察行政、街庄収入のため執行する事業、その他の公共事業の推進などであった（李鎧揚2020：49）。

公法人=「地方団体」とすることである。そこに当然地方団体としてその成員の決定参与の権利（課税協議権）の問題が潜在するはずである。謝政徳は、上記草案作成時の地方課長持地六三郎の意見書「街庄区条例ヲ制定スルノ議」を『後藤新平関係文書』から見いだしこの点を論じている。持地の意見書は、台湾の地方行政はその強化の必要に際会しているがそのためには下級行政機関を「活^{ママ}セシムル必要」がある、ただし、その際「泰西ニ於ケル自治制度ノ精神²⁷ヲ移入シテ土人ニ利器ヲ与フルカ如キハ植民地經營ノ目的上容スヘカラス」として街庄の吏員は全て官選することによって「弊害ヲ未然ニ防止」すべしとしている。そして、吏員が官選であっても彼らが財産の主体として独立の財務を営むのであるから、それも「学理上ヨリ云へハ是亦自治ト謂フヲ妨ケス」と強弁して、新たに設置さるべき「法人」は「不完全ナル自治団体」として整備すべし、と主張している。謝政徳は、選挙という「利器」を「土人」（植民地台湾の人口上の多数者である）に与えず、官治のまま地方行政機関を法人化する発想は、その後の地方制度改革にも受け継がれた側面があると指摘している（謝政徳2013:32）。

ここで、謝政徳と李鎧揚のこのような発見を踏まえて、一つの推論を行ってみたい。1905年時点で総督府地方課の官僚が下級行政機関の「法人化」を提案したということは、独自の財産を持ち予算を運営する地方団体の創出が行政技術的に可能になっているとの判断を彼らが持っていたことを意味する、と見てよいのではないか。それは言い換えれば、地域住民を行政側が妥当と判断する規模と区画において直接に一つの団体の成員として把握することが可能になっているとの判断でもある。実際に初期可視化事業の成果によって総督府は1905年の時点で人籍と地籍の掌握とその変動をモニターする制度を作り上げていたのであり、地方団体設置のために必要な行政区画の地理的範囲および区画内の住民の居住地と財産などを行政的に特定することが可能になっていると判断されたと推測される。

さらに言えば、持地の意見書に「泰西自治制度ニ於ケル選挙代表ノ主義」が言及されていること（注27）が示唆するように、この地域住民の地方団体成員としの把握の条件は、何らかの公職選挙挙行を可能にする行政的条件と同じであり、「議会政治」が可能となる行政的条件であるとも指摘できる。つまり、「議会政治」には選挙の挙行が必要であり、選挙の挙行には選挙権者・被選挙権者を網羅した有権者名簿が必要であり、有権者名簿を調製するには、社会がそれに見合う形で行政的に整

27 別箇所では「泰西自治制度ニ於ケル選挙代表ノ主義」言い換えられている。

序されていなければならない。例えば、選挙区の範囲が地理的に明白であること、有権者に資格要件をつける場合でも財産や納税額、教育程度などの要件保持者の個別特定が可能であることなどである。

そうすると、遅くとも台湾における地方自治制の端緒を開いたものと台湾総督府が主張する1920年の地方制度改正（州・市制、郡制、街庄制と協議会の設置）までには、漢人地域において何らかの形の公職選挙举行は行政的に可能となっていたのではないか、との推測が可能である。さらに、行政的に可能であったが行われなかつたのは、台湾総督府／日本帝国の側にその政治的意志がなかつたためであると推測できる。そして、このことは1920年代初頭から台湾議会設置請願運動が始まった時には、運動者側も当局者側も暗黙に承知していたことであったのではないか。行政的に可能になっているのに台湾総督府にはその政治的意志がない、それ故、運動者側は、憲法上台湾総督府に政治的意志を強制できる帝国議会に「台湾議会」を設置する法律の制定を請願したのではないか。

では、台湾総督府／日本帝国は、その代わりにどんな政治的意志があったのか？第一次大戦後の台湾人の「議会政治の夢」の登場に際して、その政治的意志を体現していたのが「内地延長主義」、それも「漸進的内地延長主義」であった。

（2）漸進的内地延長主義の参政権プログラム

前引の謝政德と李鎧揚の研究が示唆するように、住民の土地を調べ上げ課税すれば、立憲政治の原則の下では「課税協議権」の問題が生じることは、総督府官僚も承知していた。地方団体の設立を行行政的に可能にする条件は公職選挙を実施する行政技術的条件とほぼ同一であると考えられるから、地方行政整備が構想された時からその外形的整備が実行される1920年までのどこかの時点で、台湾の地方統治においては、何らかの公職選挙実施が実施可能であり、地方行政区画毎にそれが可能であれば、台湾全体でも何らかの形でそれは可能であるはずである。統治前半の特別統治主義期においても、そのどこかの時点で「台湾議会」と「地方自治」は行政技術的には可能であった。それが行われなかつたのは、台湾総督府／日本帝国にその政治的意志がなかつたからであろう。前項ではこのように推論した。

では、統治後半の「内地延長主義」の時期にはどうだったのか。

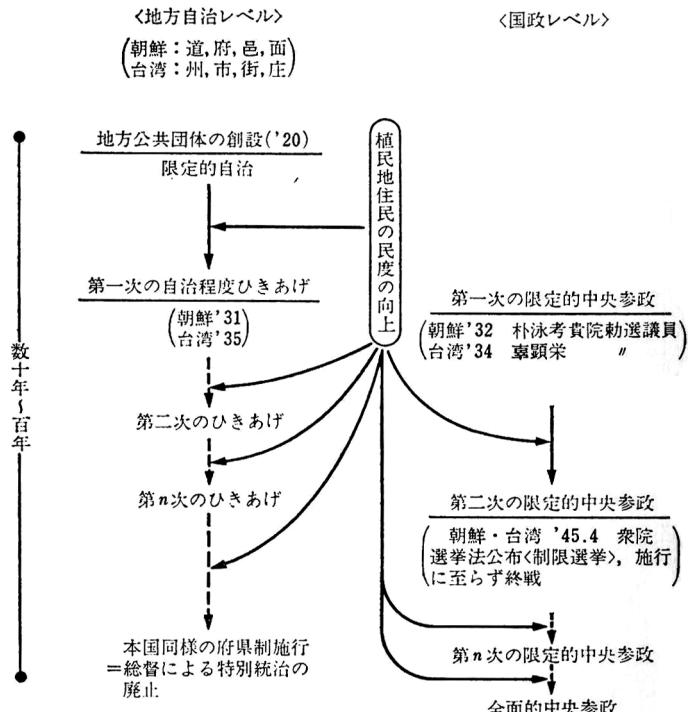
内地延長主義を台湾植民地統治方針として公的に宣言したのは、最初の文官総督田健治郎の台湾着任時の施政方針訓示においてであった。田はそこで三つのことを言っている。一つは、台湾は植民地ではない。台湾は「帝国を構成する領土の一部にして、当然帝国憲法の統治に従属する版図」であり、「英仏諸国属領」の「植民地と同一視」してはならない。これが台湾統治の「大精神」である。二つめは「統治方針」である。この「大精神」から出発して「諸般の施設經營を為し、本島民衆をして、純然たる帝国臣民として、我が朝廷に忠誠ならしめ、国家に対する義務観念を涵養」させて、内地人と「何等逕庭なき地歩に達せしめ、結局政治的均等の域に進ましむべく教化善導」していくのである。三つ目は実施の方法である。統治方針実現のために、「内地と同一の法律、制度を実施する」のではあるが、「地勢、民情、言語、風俗を異にする台湾民衆に向かって」急激にこれを行ってはならない。「先以て教育の普及に努め、一面其の智能徳操を啓発し、一面我が朝廷蒼生撫育の精神と一視同仁の聖旨を感得」させねばならない（若林2001：56）。

台湾は植民地ではなく帝国の一部として内地同様の法制度を敷いていき、内地と「政治的均等」に進ませる。しかしその方向を急進してはならない。台湾住民が「我が朝廷蒼生撫育の精神と一視同仁の聖旨を感得」すること、つまりは内地人への「同化」が条件である²⁸。法制度の内地延長は、この条件を満たすべく漸進すべしとするわけである。「漸進的内地延長主義」とする所以である（Ibid）。

では、この漸進的内地延長主義はどのような参政権構想を持っていたのか。それは、台湾議会設置要求に対峙したときに明確となった。この訓示から1年余の1921年1月30日、林献堂を筆頭とする台湾住民が帝国議会両院に台湾議会設置の請願を行ったが、続く法三号の衆議院委員会審議における政府委員としての答弁に立った田健治郎は「台湾ソレ自身全部ニ自治ヲ行ワレナケレバナラスト云フコトハ、決シテ台湾ヲ保持スル所以デハナイ」として台湾議会設置を否定する一方、地方制度については1920年実施の地方制度を「他日完全ナル地方自治ヲ行フ基礎トシテ今日之ヲ実行シタノデアリマス」としている（Ibid：60-61）。かつて台湾総督府官僚の内部起案文書において「不完全ナル自治団体」で良しとされた地方制度は、今や「完全ナル地方自治」を目指す基礎であると台湾総督の発言を以て公に宣言されたのである。また、一定の時点での台湾住民の国政参加もあり得るものとされていたから、漸進的内地延長主義の参政権プログラムは次の図3のように示すことができるだろう。

28 呉叡人はこれを「統合の前の同化」と概括し、これは実のところ「権利付与の前の規律訓練」であると指摘している（吳叡人2023：113-114）。その「規律訓練」の成果（「民度」）を判断するのは、言うまでもなく日本の統治エリートであった。

図3 内地延長主義の参政権付与プログラム



出典:若林(2001:61)。

(3) 1920年代政治運動の「民主自治の台湾ビジョン」

このような漸進的内地延長主義の方針に対して、台湾議会設置運動が提起されるとともに、地方行政のレベルにも明確な自治要求が提起された。その一つの明白な事例が、第一回台湾議会設置請願の筆頭請願人であった林献堂と前記黃呈聰が伊沢多喜男総督に提出した「建白書」(1924年10月29日)であろう。かれらが提出した「建白」は次の12項目であった。

1. 地方制度ノ改善ニ関スル件 [要求街庄協議会員民選、協議会員中選出街庄長]
2. 教育ノ普及及内容ノ改善ニ関スル件 [反対廢止公学校漢文課, 提高初等教育之程度以及實施義務教育、增设中等学校、要求與内地人機會均等]
3. 警察ノ改善ニ関スル件 [反対警察官之横暴言動、干涉壓迫、職權濫用；尊重人權廢止拷問]
4. 差別撤廃ニ関スル件 [登用台湾人人材；開墾許可等事業利権之

機会均等]

5. 阿片吸食特許制度撤廃ニ関スルノ件
6. 言論ノ自由ニ関スル件 [廃止新聞發行之許可制度, 實施與内地同様的届出制度]
7. 保甲制度ノ廃止ニ関スル件
8. 產業政策ノ更新ニ関スル件 [反對悉為內地人本位的產業政策: 廢止製糖會社原料採取區域制度; 要求甘蔗買收價格與農民協議來決定]
9. (中国への) 渡航旅券制度ノ撤廃ニ関スル件
10. 水利組合ニ関スル件 [廢止官吏兼職組合幹部, 由直接關係者來選任]
11. 農會法ノ根本制定ニ関スル件 [要求收容內地人退職官吏而人員過剩的農會進行根本性改革]
12. 浮浪者取締規則及匪徒刑罰令廃止ニ関スル件²⁹

台湾總督府警務局編『台灣社會運動史』編纂者(鶯巣敦哉)は、この「建白書」について、治警事件後の政治結社結成の声が出始めた動向の中で、初めて公に文書をもって政治要求をまとめたものと位置づけている。「台灣議會」設置の要求は、台灣總督府の地域的立憲独裁の民主化(台灣總督の専断的〈力〉に対する牽制の制度化)を直接に求めたものであるが、上記の要求は、その地域的立憲独裁を支える國家の社会基盤的諸制度の民主化を要求したものと言える。これらは運動者の理念・要求において台灣議會の要求と一体のものとして觀念されたものと見るべきであろう³⁰。台灣議會の要求と地方自治の要求及び台灣總督府の基盤構造的〈力〉の作動を支える植民地の国家の社会基盤的諸制度への批判と民主化の要求とは、一体の「台灣ビジョン」を構成していたものと見るべきであろう。この「建白書」の政治的視野は、1927年7月成立の台灣民衆黨の政策綱領においても受け継がれており、上記1に關しては、協議会の議決機関化を求め、本国における1925年の普通選挙実現を受けて、選挙権の普通選挙権制の実施も要求している([台灣總督府警務局](#)1939:429)。さらに民衆黨の実質的リーダーであった蔣渭水の「綱領解釈案」では、「立憲政治ノ実現ヲ期ス」ために「台灣憲法ノ制定ヲ要求ス」とされていた³¹([Ibid](#):433)。

これをさらにパラフレーズするなら、次のように言うことが出来るだろ。う。「台灣」という領域的枠組は、台灣議會設置請願運動に先だって存

²⁹ 台灣總督府警務局編([1939](#):405)。ただし〔〕内の説明は、『台灣民報』1924年11月21日の報道による。

³⁰ この点で、謝政德の若林(2001)批判(謝政德[2013](#):89-90, 94-95)は正鵠を得ており、批判を受け入れたい。

³¹ これら一連の包括的政治要求の提示は、現実の地域的立憲独裁に対する台灣人運動者側からの体制代替案であったと言えるであろう。1978年末当時のオポジション「台灣當該人士助選団」が提起した12項目の「党外共同政見」(若林[2021b](#):145-146)を想起させるものがある。

在していたものである³²が、運動者たちは「台湾議会」という理念を帝国と植民地の公共空間に提出することで、それを「台湾住民の公選による台湾議会」という政治制度を通じて主体的にその運営に参加すべき領域として読み替え始めたのだと言える。それは台湾総督府の統治する「台湾」が日本帝国内の都道府県としての地方とは異なる「異法域」として存在し続けていることに相応して、潜在的にはそこに一つの自治的政治体の存在が措定されるべき地域としての「台湾」を、言説としてまた運動として構築するものだったのである。ここにおいて、民主という政治運営の理念、自治という統治の理念、そして台湾という政治領域の観念が結合することになる。これは「民主自治の台湾ビジョン」と要約することができよう(若林2021a:4)。前掲「建白書」や民衆党政策綱領などに見ることができるように、「台湾」がまず上記のように読み替えられ、ついでその視点は植民地国家の社会的基盤制度の存在やあり方にまで拡大し、一つの政治ビジョンとして形成されたのである。そして、それはまたその論理の延長上に、内地の中央集権的な府県制ではなく連邦主義的な、あるいは理想化された大英帝国の姿に近い本国と自治植民地で構成されるリベラルな帝国という帝国像も想定されるものであった(呉叡人2023:198-208)。

32 「台湾」という領域的枠組は、まずは台湾を統治下に入れた諸帝国が行政的枠組として外挿的に設定したものであった。それは、17世紀末に清帝国が台湾島を版図に加えるに際して台湾島と澎湖諸島を福建省台湾府として区画したことにして端を発し、1885年に至り福建省から独立の省として台湾省が設置された。日本の台湾総督府はこの領域を引き継ぎ、さらには清帝国が最後までなし得なかった山地先住民族の統治下への編入も完遂して「台湾」の政治的統一を達成した。

(4) 複雑な挫折——参政権付与の吝嗇

台湾議会設置請願運動とは、台湾総督の持つ律令制定権と総督府予算に関するこれを審議する台湾議会を設置する法律を帝国議会が制定することを求めるものであった。帝国議会への請願は憲法が明文で規定する日本臣民の権利であり(第30条及び第50条)、台湾総督府においては、内地延長主義を標榜した手前、請願者である台湾人を日本臣民でないとは言えないし、憲法に規定した請願権の行使を違法だとは言えない。本国政体が立脚する立憲主義原理を巧みに取り込んだ参政権運動を抑え込むには、当局側もまた立憲主義的な対応を探らざるを得なかつた。

台湾総督府が採った対応は、警察的対応としては、請願行動そのものを理由に運動を弾圧することはできないため、本国で社会主義者取締のため1900年に制定した治安警察法を急ぎ台湾に延長施行(1923年1月)してから、その政治結社に関する規定に反したとして同運動幹部の一斉逮捕を行ったのであった(1923年12月の「治警事件」)が、その総督

府法院における裁判は、公開の審判として行われたのであった。

台湾議会設置請願運動をめぐる運動者・支持者と台湾総督府／日本帝国の相互作用関係は、確かに立憲主義的政治ゲームだったのである。前引のように田健治郎は、その着任訓示で「当然帝国憲法の統治に従属する版図」と宣言したが、台湾議会設置請願運動は、明治憲法に規定する請願権という臣民の政治的権利を創造的に用いて一つ殖民地自治運動を生み出し、そのことによって、台湾総督府／日本帝国の側に立憲主義のゲームのルールを押しつけることができた、換言すれば、台湾議会設置請願運動をはじめとする殖民地知識人たちの政治・社会運動が、内地延長主義に内在する地域的立憲独裁への立憲主義的制約を顕在化させたのである。

とはいっても、運動は当局の「漸進的内地延長主義」の方針を変更することはできなかった。「台湾議会」は帝国議会によてもカテゴリカルに拒否され、台湾住民の政治的待遇改善要求は、住民の「民度」の向上を待って、地方自治と国政参加の方向で吸収されるべきものとされた。台湾人運動者の理念において「台湾議会」と「地方自治」は「民主・自治の台湾ビジョン」の中で一体の連続性を持ったものであったが、台湾総督府においては、これを分割して後者で誘導して前者をあきらめさせる政略の材料とされたのであった。そして、1935年、台湾議会設置請願運動の中止と引き替えのような形で地方自治制の改正が実施された（若林2001：161-162）。前記のように、この改革では、州・市・街・庄の明文による法人化と州会・市会の議決機関化および半数民選（州会は市会議員、街・庄協議会員による間接選挙）、街・庄協議会の半数民選が規定され、市会・協議会選挙は同年11月、州会の間接選挙が翌36年11月に実施された。

かくして、当局は、その漸進主義方針を堅持して「決シテ台湾ヲ保持スル所以デハナイ」台湾議会設置要求を運動者自身に降ろさせるとともに、内地延長主義のプログラムに沿った改革を実行できた。総督府が一方的に作製した市会・協議会選挙および州会間接選挙の具体的ルールから見れば、特別統治主義期の総督府内部文書にいう「土人」に「利器」を与えない予防的警戒の姿勢は不变であった³³。人口の上で多数派である被統治民族にエンパワメントの手がかりを与えまいとする殖民地性は依然強く、統治後半ではその殖民地性が「漸進主義」に現れたのである。地域的立憲独裁はごく部分的に修正されたにすぎなかった。参政権付与の吝嗇とする所以である。

33 陳若蘭（2015）は、有権者による直接選挙の街・庄協議会選挙については、その納稅額制限の具体的中身（「地租割」、「營業稅割」、「戸稅割」）「独立生計」条件、居住期間制限の短さ（内地・朝鮮では1年、台湾では6ヶ月）などが、大量の台湾人を有権者から排除し日本人有権者を増やし、日本人の対人口比過剰代表を結果し、街・庄協議会員の間接選挙である州会の選挙については、街・庄協議員における日本人過剰代表、市区の单一選挙区と郡部の中選挙区という選挙区設定、さらにはそれまでに台湾人の政党が存在しない状況を作り出し、残った台湾地方自治聯盟についてもその活動を封じ込め有効な台湾人間の立候補調整を不可能にしたことなどが、州会における日本人の過剰代表を生んでいると分析している。興味深いことに、須永（2014）は、1930年代後半に行われた各地の商工会議所議員選挙においても、会員としては多数派となる台湾人が会議所議員の多数を占めないよう、議員半数を官選（総督任命）とすることや、経費負担額の級別により議員割当を行うなどの制度設計により、同様の日本人会員の過剰代表の状況が作られたとしている。

台湾人運動者の側から見れば、実現した地方自治はかれらのビジョンからは遙かに遠いものであったと同時に、制度上の実権に乏しい協議会員などのポストは、総督府側に、この間の社会・経済的変化から台頭してきた新しい世代の地域エリート取り込みの手段を提供するものでもあった。しかし、その一方で、歴史上初の公職選挙という制度とその制度がもたらすポストは、わずかながら台湾人地域エリートの政治空間を拡大したとも言えるのであった（謝政徳2013：122-129）。とはいえ、政治体制について見れば、1920年代台湾人の参政権運動は、特別統治主義下で形成された地域的立憲独裁の僅かな、当局ペースの修正を生み出しただけに終わった。「議会政治の夢」の複雑な挫折とする所以である。

3. 最後の帝国再編の中の参政権

——内地延長主義の「飛躍」による脱植民地化の挫折

かつて矢内原忠雄は、「本国植民地間の政治的連結」の観点から植民地政策を分類し、「従属主義」、「同化主義」および「自主主義」の3つに分類した（矢内原、1963（1926）：285-291）。これは1920年代日本人少壮植民政策学者の視野に入った、国民帝国の「格差原理と統合原理のしかるべき組み合わせ」としての植民地統治政策の分類と言えるだろう。この3類型に近似する日本国民帝国の植民地政策は、1920年代以前の「特別統治主義」、以後の「内地延長主義」、そして矢内原もその論者の一人であった大正・昭和初期の自由主義的植民政策学者の、また台湾議会設置運動論者が援用したところの植民地自治容認論に見いだすことができる。

本節はじめに触れたように、「格差原理と統合原理のしかるべき組み合わせ」とは中核政治体と異法域（植民地）の間の関係について相矛盾する原則の組み合わせであるので、それぞれその矛盾の解決をその論理の彼岸に想定している。従属主義＝特別統治主義は永遠の従属を、同化主義＝内地延長主義は異法域の本国への同化による脱植民地化を、自主主義＝植民地自治容認論は自治容認の彼岸に植民地独立の容認をそれぞれ含意していた。第一次世界大戦後植民地台灣統治方針として内地延長主義を明確にして一定の政策措置を実施したのは、民族自決の風潮と植民地民族運動の勃興により従属主義（公式植民地支配の永

続) が非現実的になっていく趨勢(脱植民地化の本格化)(木畠2008:第六章) に対応していたと言えるが、その時台湾総督府／日本帝国は、その論理の極北に台湾の「内地化」による脱植民地化を据えたことになる。

台湾総督府／日本帝国の統治エリートは、自身による可視化政策と秩序再編推進の政治的・社会的帰結でもあるところの、下からの課税協議権要求の立憲主義的表出を1935年の微温的地方制度改革でしのいで、この「論理の極北」の到来を遙か前方のことと想定していたかも知れないが、それは案外早くやってきた。

1930年代後半以後、日本が中国との戦争、ついで英米との戦争にのめり込んでいくと情況が変わった。国民帝国間の競存体制が破綻すると、国民帝国内部の諸異法域に対する政策にも強い変更圧力が生じることとなったのである。行政的には、戦争遂行のための「内外行政一元化」の一環として、内閣総理大臣および各省大臣の台湾総督に対する行政監督の権限が強化され³⁴、軍事的には、中国占領地への軍夫・軍属の動員から始まって、太平洋戦争勃発後は、1942年陸軍に志願兵制度が実施され(翌43年海軍)、先住民族を含む台湾人兵士が東南アジア方面に派兵された。そして1943年9月にはついに45年4月からの徴兵制実施が閣議決定された。

こうして、本国が戦う戦争への植民地資源の流用が、それまで避けてきた「生命の流用」(志願兵制、徴兵制の施行) にまで至ったこと、さらには太平洋戦争の戦況悪化とともに日本植民地帝国の解体が連合国に戦争目的として明確化したこと(1943年11月カイロ宣言) とが相まって、内地延長主義の「漸進主義」は、強い圧力に直面することになった。1944年7月、対英米戦争を開始した東条英機内閣が倒れ、当時朝鮮総督(在任中に徴兵制を実施) だった小磯國昭の内閣が成立すると、朝鮮と台湾の「処遇改善」が取り組まれることとなり、小論冒頭に記したように、翌45年4月1日朝鮮と台湾に衆議院選挙法が延長施行され、台湾人にも国政参加の道が開かれたのである。

この朝鮮・台湾の「処遇改善」を「日本帝国最後の再編」と捉えてその政策決定過程を精査した浅野豊美の研究(浅野2008:第V編) に拠れば、朝鮮及び台湾から帝国議会に代表が送り込まれることと連動して、帝国議会が朝鮮・台湾の総督に委任している立法権の回収、したがつて朝鮮総督府・台湾総督府の解体、さらにこれに連動する朝鮮・台湾それぞれの全域を一つの地方自治体として位置づけるための帝国行政構造の改編構想(「道州制」という制度名称も取り沙汰された)、さらには朝鮮・

34 1942年11月の台湾総督府官制改革により、内閣総理大臣と各省大臣は台湾総督に対し個別的な行政監督の権限を有し、総督はこれに従うべきものとされた(山崎1943:193)。

台湾と「内地」との戸籍の移動を可能にする法域の「水平化」など、「帝国法制の構造的変革の契機となり得る革命的議論が平行して存在していた」。にもかかわらず、朝鮮・台湾には国政参政権が付与されたものの、それは普通選挙ではなく国税納税額による制限選挙とされて、その他の改革には結局手がつけられずに終わったのであった。

この時の国政エリートの間の政策論議には、内地延長主義を「漸進」するのではなく「飛躍」して、朝鮮・台湾という「外地」（公式植民地）の内地化（同化主義的脱植民地化）を進めて、連合国日本帝国解体の方針に抗おうとの意図があったといえるが、それは結局「漸進主義」によって「換骨奪胎」されてしまった (*Ibid*: 558)。内地延長主義の「漸進主義」という方法がその「内地化」するという目標を裏切るという「偽善」は最後まで貫徹されて、言い換えれば、「漸進的内地延長主義」が植民地主義の別名でしかない状態（地域的立憲独裁）のままに、日本国民帝国は解体し、台湾は日本の支配を脱したのであった。

台湾人の参政権運動は、政治的には挫折したものの、「民主自治の台湾」という台湾のアイデンティティを「漸進的内地延長主義」に対峙させることができたが、「漸進的内地延長主義」の方は、参政権運動を挫折に追い込むことはできたものの、台湾は「植民地に非ず」の口頭禪を繰り返すのみで、帝国崩壊の淵に至っても、帝国においての台湾の位置付けを明確にすることは出来なかった。

結びに代えて——浮上する研究課題

1. 政治的断絶の文脈化

小稿は、台湾歴史における代議制民主主義の追求（「議会政治の夢」）の展開を、その不在、誕生、複雑な挫折、複雑な再生、成就（そして脅威）の間に存在する政治的断絶を織り込んで一つのコンテキストとして理解していく試み、換言すれば「議会政治の夢」の来歴理解の枠組構築の試みであった。

理論的には、歴史社会学者マイケル・マンの政治的〈力〉の概念とその二つの側面（専断的〈力〉と基盤構造的〈力〉）の編成類型および基盤構造的〈力〉の双方向的社会作用の視角から出発して、これにJ.スコットに淵源する可視化政策と秩序再編の視角と山室信一の「国民帝国」論から導かれる植民地統治政策の基本原理と脱植民地化の関係の視角などを補助線として導入し、それらに基づき既存研究の成果を解釈していくことで、議論を組み立てた。

小稿では、上記「夢」の来歴の内、不在、誕生から複雑な挫折までの部分を議論の範囲として戦後の部分を別稿に期しているので、論述は依然未完のものではあるが、次の幾つかの問題提起を行うことができたと考える。

第一は、「夢」の不在から誕生という展開の間に存在する清帝国から日本帝国へという統治者交替の政治的断裂の文脈化である。これは、郡県制台湾政府/清帝国下の「郷治」から台湾総督府／日本帝国下の「地方行政」への統治構造の変容に伴う地域エリートの政治的性格の転換、および新たな統治構造下での新たな国家・社会関係のロジックを示すことによって行った。

すなわち、基盤構造的〈力〉の概念と「可視化政策・秩序再編」の視角から、郡県制台湾政府／清帝国における国家権力の垂直的構造の欠如（州県未満のレベルにおいて国家の基盤構造的〈力〉を作動させる国家制度の不在）と社会管理資源の常態的投入過少を指摘した。「郷治」とは、各種の名目によって存在する地域エリートの仲介的公共的活動によってこれらの欠如・不足が補完されていた状態を指す。

「郷治」を担う地域エリートは、国家制度の不在故に、治安維持のための武装力保持を含む実質的政治権力を地方末端において保持していた。しかし、台湾総督府／日本帝国は、漢人地域の武装抵抗の鎮圧と初期可視化政策事業の遂行とともに、末端の村落レベルにも国家のアームを浸透させ（保甲・警察機構と地方末端行政機構）、それまでの「郷治」の担い手にあった地域公共事務や公共的性格を持つ財産の国家保有・管理を徐々に実現してその実質権力を奪い、一方土地権利などの経済基盤は「安堵」しつつ地方行政末端の業務を負担させて彼らの地域社会に有する威信を利用した。

かくして、かつての「郷治」の担い手は「地方行政」の従属的担い手＝協力者とその政治的性格を変えたわけであるが、そこには佐藤成基が指摘するような基盤構造的〈力〉の双方向的社会作用が働きやすい

国家・社会関係が形成されており、拡大した「民政管掌範囲」あるいは國家の社会的基盤制度との接触頻度・密度の高い「協力者」層（かつての「郷治」の担い手層やその子弟）から國家の諸制度のあり方・運用に対して「意見のある人々」が登場しやすく、一定の条件の下で「意見を組織する人々」が登場する、すなわち「議会政治の夢」が誕生する、との想定を行った。

第二に、誕生した「夢」の複雑な挫折については、この間に統治国家の交替という政治的断絶があるわけではないが、国民帝国論の視角の援用から植民地台湾が日本本国とは別個の政治的〈力〉の作動する空間として把握できることを確認した上で、その空間を支配する政治体制の性格を「地域的立憲独裁」として把握し、その統治方針の転換（前半期の特別統治主義から後半期の漸進的内地延長主義へ）と「夢」との関係（その極北としての脱植民地化との関係）を示すことによって文脈化を試みた。

すなわち、特別統治主義期においては、初期可視化事業の遂行によって台湾漢人社会の中堅勢力たる地主層を財政的公民として行政的に十全に把握しながら、それを政治的公民たる意図を持たなかつたこと（地方行政制度上設置するのは「不完全ナル自治団体」で良しとされた）を示した。後半の漸進的内地延長主義期においては、「台湾議会」設置が提起する政治的展望をカategorikalに拒否する一方で、「地方自治」と「国政参加」については、将来においてこれを追求する姿勢を示し（したがって「内地化」による脱植民地化という帰結を示唆し）、その方向に沿ってごく初步的な地方公職選挙が実施された。しかし、既存研究が示すように、議決権を与えられた州会と市会において台湾人が多数派とならないよう周到な予防措置が制度設計の中に織り込まれていたのであった。

統治の前半においても後半においても、人口上の多数派である台湾人にエンパワメントの政治制度上の手がかりを与えないとの姿勢に変化はなかった。漢人社会の非武装化と初期可視化事業を通じて形成された台湾総督府の地域的立憲独裁は「独裁」の実質を変えないわずかの修正を得たのみであった。台湾歴史上初の公職選挙は戦後に復活して民主化期まで続いたところの権威主義選挙の嚆矢でもあった。だが、運動者が明治憲法上に規定する臣民の権利としての「請願権」を利用して参政権運動を創造したことは、内地延長主義が地域的立憲独裁に課した立憲主義的制約を浮き彫りにしたのであった。

2. 浮上する研究課題

言うまでもなく、小稿は上記の「文脈化」を歴史史料から出発して論証しようとしたものではない。関連する歴史社会学的概念・視角と先行研究の発見に依拠して、一つの歴史解釈の論述を試みたものである。戦後を直接に論じていないので、自身の設定した課題においても未完であり、またここまで議論においても様々な問題点が存在すると思われるが、諸賢の指摘を待ちたい。

最後に、以上の議論から浮上してくると筆者が考える研究課題を2点指摘しておきたい。

第一に、清帝国下から日本帝国下への統治構造転換を経て再編された地域エリートと国家（国家の諸社会基盤制度）との相互作用の具体相の一層の解明が必要である。参政権運動開始以前の前史の研究について見れば、私立中学校設立運動や台湾同化会への参加など、地域エリートの間の「意見ある人々」の存在が顕在化し、林獻堂のような伝統士紳型の「意見を組織する人々」が登場したこと、また林獻堂らに対する辛亥革命前後の中国啓蒙思想家梁啟超の思想的影響があったことはつとに指摘されている（若林2001）。さらに、より下層レベルでは、近年進展した学校教育の社会史的研究の中で、初期公学校建設・運営の経費負担に関する研究が進み、そこにおいて国家の制度と相互作用関係に入る地域エリートの姿も見出されている（許佩賢2010；李鎧揚2012）。この他、参政権運動に並行する時期も含んで、1920年地方団体設置後の擬似的な「地方議会」をめぐる政治と並んで、ほぼ地方行政区画に沿って展開された、水利組合、産業組合、商工会議所、あるいはやや性格は異なるが、製糖会社が「原料採取区域制度」に関連して地域エリートを取り込んでいく「原料委員」などの役割も存在する（郭婷玉2021；須永2014など）。

許佩賢は、台湾総督府はかつての「郷治」システム下の地域エリートが運営する学租を含む様々な共有財産をその管理下に置くとともに、経済開発を進めるために、上記のような地域的経済関係組織を地方行政のコントロール下において、それらの中で地域エリートに一定の権限を分有させることによって、社会関係を調整していった、としている（許佩賢2013:175）。これは、台湾総督府が整備していった国家の社会基盤的諸制度という場——そこでは植民地国家の基盤構造的〈力〉が作動し

ている——における地域エリートの活動を総括する見方を提示したものと理解できる。地域エリートの諸活動を事例研究の統合の一視点を示したものと言えよう。このように、地域エリートのそれぞれの役割や家族としての個別地域エリートの研究が蓄積されていく中で、時にはそれらを統合して一定の全体像を示していく必要があるのではないか。それにより参政権運動の展開を、対国家との関係のみ観察するのではなく、台湾漢人社会の諸動向に沿って相対化し、その社会的相貌をより明らかにできるのではないか、と考えられる。

第二に、例えば許佩賢が上記のように総括した、地域エリートの役割の変容と地方行政の漸進的拡大、さらには限定的な公職選挙の実施などは、参政権運動やその他の政治社会運動の展開と相俟って、漢人の地域社会の性格をどのように変えていったのか、という問題が第一の問題の奥にある。本論部分に指摘したように、公職選挙の実施には、地方行政区画の地理的明確化と住民のメンバーシップの確定が必要である。それなくしては、選挙の公共性の基盤が確立しえない、選ばれたものの代表制を担保しがたいからである。これが可能となるということは、地方行政区画において、その範囲の住民を地方団体の成員と為すべく把握されていることが必要である。前掲の先行諸研究が示している地域エリートの活動範囲の多様化活発化が、かく把握された住民の地方団体成員としての内実を形成しつつあったとみることができるかもしれない。

中国史家足立啓二によれば、皇帝專制体制に見合った漢人社会の社会編成は、日本前近代の封建的構成の社会に比して、団体性の薄い社会であった。國家の〈力〉の垂直的浸透が弱く(つまり基盤構造的〈力〉が弱く)、その空白、国家による社会管理資源の投入過少を補完していたのは、地域エリートの各種「団体」であったが、足立によれば、それは団体性を有した地域社会の代表として形成されたものではなく、その組織的本質は地域エリートの「任意団体」であり、その行動は、容易に利己的行動に転化するところの利他的行為として行われてきたのである(足立1984:68-70)。そうであるならば、植民地期の台湾漢人社会において公職選挙が挙行できるようになった(小稿では1935年より早い時期に行政的には可能になっていたのではないかとの推測を述べた)ということは、漢人地域社会の非団体的性格に一定の変化が生じていたということを示しているのではないか、この点で、歴史地理学者の施添福(2001)が提起した、「人親」社会(人縁重視の社会)から「土親」社会(地縁的結合も重視さ

れる社会)へというシエーマは興味深い。こうした観点と、上記に例示した政治社会史的個別研究の成果や歴史社会学的な理論研究との一層の対話・交流が望まれているだろう。

最後に、代表制民主主義の追求とそれと連関する地域社会の国家把握の問題が、日本台湾植民地統治の半世紀に並行する時期の清帝国末期から大陸時代の中華民国においてどのような展開を見せたのかにも目配りが必要である。これらの国家建設課題に中華民国がどのように応答してきたかは、戦後の「議会政治の夢」の展開に直接の影響を与えるからである。

参考文献

- 阿部由理香, 2001,「日治時期台灣戶口制度之研究」新北:淡江大學歷史學系碩士論文。
- 郭婷玉, 2021,「日本時代臺灣地方信用組合的運作與發展:以高雄中洲、興業信用組合為例」臺北:國立臺灣大學歷史學系博士論文。
- 柯志明, 2021,『熟番與奸民:清代臺灣的治理部署與抗爭政治』臺北:中央研究院社會學研究所／臺大出版中心。
- 許淑貞, 1996,「日據時期台灣的地方選舉與政治參與」臺中:國立中興大學歷史學系碩士論文。
- 許佩賢, 2005,『殖民地臺灣的近代學校』臺北:遠流出版公司。
- 許佩賢, 2010,「日治前期的學租整理與法制化過程」『師大台灣史學報』第3期、23–43頁。
- 許佩賢, 2013,「日本殖民統治下臺灣地方青年教師的『發達之路』及其限制——以張式穀的軌跡為中心」『新史學』第24卷3期、135–183頁。
- 顧恒湛, 2023,『『世界革命萬歲!』:日治時期左翼反殖民鬥爭中的原住民想像』許雪姬編『世界·啟蒙·在地:臺灣文化協會一百週年紀念』下、臺北:中央研究院臺灣史研究所、579–627頁。
- 吳叡人, 2009,「臺灣原住民自治主義的意識形態根源:樂信·瓦旦與吾雍·雅達烏猶卡那政治思想初探」洪麗完主編『國家與原住民:亞太地區族群歷史研究』臺北:中央研究院、193–229頁。
- 吳聰敏, 2020,「清末的隱田」吳聰敏編『台灣史論叢經濟篇 制度與經濟成長』臺北:臺大出版中心、91–130頁。
- 吳密察, 2017,「台灣總督府「土地調查事業(1898–1905)」的展開及其意義」『師大台灣史學報』第10期、5–35頁。
- 黃樹仁, 2002,「台灣農村土地改革再省思」『台灣社會研究季刊』第47期、195–248頁。
- 施添福, 1996,「導讀『臺灣堡圖』日本治臺的基本圖」臺灣總督府臨時臺灣土地調查局調製『臺灣堡圖』臺北:遠流出版公司、ページ数記載なし。
- 施添福, 2001,「日治時代台灣地域社會的空間結構及其發展機制:以民雄地方為例」『臺灣史研究』第8卷1期(臺北:中央研究院臺灣史研究所)、1–39頁。
- 周婉窈, 2014,『少年臺灣史』臺北:玉山社。
- 蕭明治, 2014,『殖民樁腳:日治時期臺灣煙酒專賣經銷商』新北:博揚文化。
- 詹素娟, 2023,「導論／沈默的主體:台灣民族主義論述中的原住民」許雪姬主編『世界·啟蒙·在地:臺灣文化協會百年紀念』下、臺北:中央研究院臺灣史研究所、521–523頁。
- 戴炎輝, 1979,『清代臺灣之鄉治』臺北:聯經出版。
- 陳偉智, 2023,「蕃人、山內人或弱小民族:1920年代臺灣反殖民運動與原住民」許雪姬主編『世界·啟蒙·在地:臺灣文化協會百年紀念』下、臺北:中央研究院臺灣史研究所、525–546頁。
- 陳若蘭, 2015,「臺灣初次地方選舉:日本殖民政府的制度性操作」『臺灣史研究』第22卷3期(臺北:中央研究院臺灣史研究所)、139–175頁。
- 陳文松, 2002,『白頭殼仔洪元煌(1883–1958)的人生組曲:殖民統治與草屯洪家』臺南:成大出版社。
- 鄭政誠, 2005,『臺灣大調查:臨時臺灣舊慣調查會之研究』新北:博揚文化。
- 姚人多, 2001,「認識台灣:知識、權力與日本在台之殖民治理性」『台灣社會研究季刊』第42期、119–182頁。
- 李鎧揚, 2012,『日治時期臺灣的教育財政:以初等教育費為探討中心』臺北:國史館。
- 李鎧揚, 2020,「臺灣地方選舉另一章:總督府官僚對行政區劃與自治權限調整案規劃」吳淑鳳等編『臺灣歷史上的選舉學術討論會論文集』臺北:國史館、39–70頁。
- 李鎧揚, 2024,「殖民政府的地方行政與臺灣人的政治參與(1895–1920)」臺北:國立臺灣大學歷史學系博士論文。
- 林勝偉, 2004,「政治算術:戰後台灣的國家統治與人口管理」臺北:國立政治大學社會學系博士論文。
- 林佩欣, 2014,『臺灣總督府統計調查事業之研究』上·下、新北:花木蘭文化事業。

- ・林文凱, 2011,『業憑契管』?——清代臺灣土地業主權與訴訟文化的分析『臺灣史研究』第18卷2期(臺北:中央研究院臺灣史研究所)、1-52頁。
- ・林文凱, 2017,「臺灣近代統治理性的歷史形構:晚清劉銘傳與日治初期後藤新平土地改革的比較」『臺灣史研究』第24卷4期(臺北:中央研究院臺灣史研究所)、35-76頁。
- ・林文凱, 2019,「第六章 清帝國在台灣的早期現代統治理性:對東、西方現代性演變的再思考」湯志傑編『交互比較視野下的現代性:從台灣出發的反省』臺北:臺大出版中心、269-324頁。
- ・若林正丈, 2024,「重訪「土著地主資產階級」的概念」、國立政治大學台灣史研究所「第7屆台灣與東亞近代史青年學者學術研討會」主題演講, 2024年3月8日。
- ・浅野豊美, 2008,『帝国日本の植民地法制 法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版会。
- ・足立啓二, 1984,『專制國家論』柏書房。
- ・上地一郎, 2013,「旧慣諸制度の解体と日本への制度的統合——明治32年沖縄県土地整理事業の再定位——」『高岡法学』第31号、1-66頁。
- ・岡本隆司, 2020,『「中国」の形成 現代への展望』岩波新書、岩波書店。
- ・岸本美緒, 2015,『中国の歴史』ちくま学芸文庫、筑摩書房。
- ・許佩賢, 2020,「台湾における『若林台湾学』の受容」若林正丈・家永真幸編『台湾研究入門』東京大学出版会、327-342頁。
- ・木畑洋一, 2008,『イギリス帝国と帝国主義——比較と関係の視座』有志舎。
- ・栗原純, 2004,「日本植民地時代台湾における戸籍制度の成立——戸口規則の戸籍制度への転用について」台湾史研究部会編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会学研究所、269-337頁。
- ・栗原純, 2009,「統治初期における台湾総督府の旧慣調査と土地政策——南部地方を中心として」『臺灣學研究國際學術研討會——殖民與近代化論文集』國立中央圖書館臺灣分館、41-107頁。
- ・呉叡人(梅森直之・山本和行訳), 2023,『フォルモサ・イデオロギー 台湾ナショナリズムの勃興 1895-1945』みすず書房。
- ・駒込武, 2015,『世界史のなかの台湾植民地支配』台南長老教中学校からの視座』岩波書店。
- ・佐藤成基, 2006,「国家の檻——マイケル・マンの国家論に関する若干の考察」『社会志林』(法政大学社会学部) 53-2、19-40頁。
- ・謝政德, 2013,「植民地台湾と地方『自治』制度」大阪大学大学院法学研究科博士論文。
- ・周婉窈(若松大祐訳), 2011,「台湾議会設置請願運動についての再検討」『岩波講座 東アジア近現代通史』第五巻、岩波書店、216-241頁。
- ・須永徳武, 2014,「植民地期台湾の商工会議所と植民地性」『アジア太平洋討究』第22号、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科、229-248頁。
- ・台湾総督府警務局編, 1939,『台湾総督府警察沿革誌第二編 領台以後の治安状況(中巻) 台湾社会運動史』台湾総督府。
- ・富田哲, 2003,「1905年臨時台湾戸口調査が語る台湾社会——種族・言語・教育を中心に——」『日本台湾学会報』第5号、87-106頁。
- ・西村元照, 1974,「清初の土地丈量について: 土地臺帳と隠田をめぐる國家と郷紳の対抗關係を基軸として」『東洋史研究』(京都大学) 第33巻3号、424-477頁。
- ・新田龍希, 2020,「統治構造——清朝から台湾総督府へ、國家・社会関係の転換」若林正丈・家永真幸編『台湾研究入門』、東京大学出版会、5-16頁。
- ・新田龍希, 近刊,『植民地台湾の成立』東京大学出版会。
- ・野口真広, 2017,『植民地台湾の自治 自律的空間への意思』早稲田大学出版部。
- ・春山明哲, 2008,『近代日本と台湾 霧社事件・植民地統治政策の研究』藤原書店。
- ・文明基, 2021,「植民地台湾と朝鮮の基層行政運用——行政人員の数量的検討を中心として」『北東アジア研究』別冊第6号、89-129頁。
- ・宮嶋博史, 1994,「東アジアにおける近代的土地変革——旧日本帝国支配地域を中心に——」中村哲編『東アジア資本主義の形成——比較史の視点から』青木書店、161-188頁。
- ・矢内原忠雄, 1963 (1926),『殖民及殖民政策』『矢内原忠雄全集』第1巻所収、岩波書店。
- ・山崎丹照, 1943,『外地統治機構の研究』高山書院。

- ・山室信一, 2003, 「『国民帝国』論の射程」山本有造編『帝国の研究——原理・類型・関係——』名古屋大学出版会、87-128頁。
- ・林春吟, 2012, 『日本植民地期台湾の地図に関する研究——地図作製事業の検討を中心に』京都大学大学院人間・環境学研究科共生文明学専攻博士論文。
- ・若林正丈, 1992, 『台湾 分裂国家と民主化』東京大学出版会。
- ・若林正丈, 2001, 『台湾抗日運動史研究 増補版』研文出版。
- ・若林正丈, 2020a, 「はじめに——『相互理解の学知』を求めて」若林正丈・家永真幸編『台湾研究入門』東京大学出版会、iii-xiii頁。
- ・若林正丈, 2020b, 「『台湾という来歴』を求めて——方法的『帝国』主義試論」若林正丈・家永真幸編『台湾研究入門』東京大学出版会、345-365頁。
- ・若林正丈, 2021a, 「歴史のなかの総統選挙——「台湾のあり方」を問うてきた一世紀」『日本台湾学会報』第23号、1-13頁。
- ・若林正丈, 2021b, 『台湾の政治 中華民国台灣化の戦後史 増補新装版』東京大学出版会。
- ・若林正丈, 2022, 「可視化政策と秩序再編——再び『台湾という来歴』を求めて」『早稲田大学台湾研究所ワーキングペーパーシリーズ01』早稲田大学台湾研究所、https://waseda-taiwan.com/pdf/TWPS_01.pdf.
- ・Hsu, Pei-hsien 2017 “Institutionalizing public-service land holding in early Japanese colonial Taiwan: The transformation of school land,” in Cheung, Sui-Wai ed., *Colonial Administration and Land Reform in East Asia*, Routledge, pp.51-63.
- ・Ljavakaw, Ek-hong Sia 2021 *The Formation of the Taiwanese Nation-State: A Civilizational-Constitutional View*, ph.D. theses, Institute of Political Science, Eberhard Karls Universität Tübingen.
- ・Mann, Michael, 1984, “The autonomous power of the state: its origins, mechanisms and results,” *European Journal of Sociology*, 25-2, pp.185-213.
- ・Mann, Michael, 2008 “Infrastructural Power Revisited,” *Studies in Comparative International Development*, 43, pp.355-365.
- ・Mann, Michael, 2012a *The Sources of Social Power Vol.1: A History of Power from the Beginning to AD 1760*, New Edition, Cambridge [England] ; New York, NY, USA : Cambridge University Press [森下醇・君塚直隆訳, 2002, 『ソーシャルパワー: 社会的な〈力〉の世界歴史I——先史時代からヨーロッパ文明の形成へ』NTT出版 (1986年版の和訳)].
- ・Mann, Michael, 2012b *The Sources of Social Power Vol.2: The Rise of Classes and Nation-States, 1760-1914*, New Edition, Cambridge [England] ; New York, NY, USA : Cambridge University Press [森下醇・君塚直隆訳, 2005, 『ソーシャルパワー: 社会的な〈力〉の世界歴史II——階級と国民国家の「長い19世紀」』上・下、NTT出版 (1996年版の和訳)].
- ・Rowe, William T. 2009 *China's Last Empire: The Great Qing*, Harvard University Press.
- ・Scott, James C. 1988 *Seeing like a State: How Certain Schemes to Improve the Human Condition Have Failed*, New Heaven: Yale University Press.
- ・Shepherd, John R. 1993 *Statecraft and Political Economy on the Taiwan Frontier 1600-1800*, Stanford: Stanford University Press.

早稲田大学台湾研究所
ワーキングペーパーシリーズ
第3号

2026年1月30日発行

編集・発行
早稲田大学台湾研究所

URL
<https://waseda-taiwan.com>

E-mail
waseda.taiwan2017@gmail.com

デザイン
成原デザイン事務所